

令和元年第3回 飯塚市議会会議録第2号

令和元年6月24日（月曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第5日 6月24日（月曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

これより本会議を開きます。一般質問を行います。発言は、一般質問事項一覧表の番号順に行います。26番 佐藤清和議員に発言を許します。26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

それでは、久しぶりに一般質問をさせていただきます。今回は、防災対策について、菰田・堀池地区の活性化について、2つを質問させていただきます。6月18日に山形県沖を震源とした地震が発生し、新潟県では震度6強となっております。この地震では、家屋損壊など被害が発生し、今なお警戒が続いております。九州でも過去において、平成28年4月に熊本地震が、平成29年7月に九州北部豪雨が発生し、甚大な被害が出ております。このように、全国的に見ても、最近の自然災害は、いつでもどこでも発生する可能性があります。飯塚市でも昨年の7月豪雨において、甚大な被害が出ており、市民の災害に対する意識も高くなっております。

また、飯塚市では、自然災害に対し、全職員体制で挑むなど再確認を行い、災害体制も強化されているとお聞きしております。さて、ことしも出水時期となり、昨年の災害を教訓に執行部では、いろいろな改善策や取り組みを行っていることだと思われまます。昨年の災害時における市長みずからのメッセージは私の印象ですが、市民の命を守る思いが伝わり、行政も一所懸命頑張っているように感じました。

そこで、飯塚市では、防災関係の専門職として総務部に防災危機管理監を配置しておりますが、その目的をお伺いいたします。また、飯塚市のように防災に関する専門職を配置している自治体は、県内にどれくらいあるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

平成26年8月から任用しております、防災危機管理監につきましては、災害に即応できる組織体制の強化並びに防災及び危機管理に関する重要施策の実効ある推進のため、専門知識と豊富な経験を有する防災危機管理監を設置して、一定期間に専門的な知識、手法等を伝授し、職員の意識の高揚を図ることを目的に配置しております。福岡県内における防災専門職の配置数につきましては、正確な数値が把握できておりませんが、福岡県、久留米市、中間市が配置していることを確認しております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

管理監を配置する目的の説明で、防災及び危機管理に関する重要施策の実効ある推進と言われましたけれども、重要施策について具体的な内容をお示してください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

飯塚市地域防災計画、飯塚市水防計画、飯塚市国民保護計画の作成、改訂の提案等になります。その中において、防災危機管理体制強化計画を策定し、職員研修を開催、市民に対し、飯塚市地域防災リーダー養成講座を開催し、災害時における地域のリーダーの人材を養成するとともに、自主防災組織の設立支援などを行っております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

職員や市民への防災の専門的な知識、手法を伝授することを目的として設置していると答弁されましたけれども、昨年の飯塚市防災会議など、さまざまところで管理監の説明を聞き大変勉強になりました。知識、手法を伝授したから終了となつては困ります。災害はその状況によって変わり、知識も手法も千差万別だと思いますので、飯塚市の防災危機管理監という職には重要性を感じていますので、ぜひとも今後、引き続き設置していただくようお願いいたします。

次に、飯塚市では、地域の実情に合わせた自主防災組織設立への支援をされ、その取り組み内容について、ことしの3月の定例会において答弁されており、繰り返しになりますがお尋ねいたします。また、どのような団体が自主防災組織の設立しているのかもあわせて、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成し、災害による被害を予防、軽減するための活動を行う組織のことで、地域の規模や範囲など、実情によって組織の形態内容は異なっております。そのため、それぞれの地域特性に応じて防災研修やまち歩きによる自主防災ハザードマップの作成支援、避難訓練等の活動を行い、自主防災組織の編成等に関する相談に応じるなど、組織の設立、運営に関する支援を行っております。設立されている団体としましては、まちづくり協議会や自治会となっております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

では、現在の自主防災組織の設立状況について、変化がありましたら説明をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

自主防災組織の設立数は、令和元年5月末現在、市に設立届を提出していただいている組織としましては、まちづくり協議会単位で12団体のうち12団体、自治会単位で279自治会のうち、単独で設立が12団体、合計24団体となっております。自主防災組織のカバー率は、73.36%となっており、ことしの3月の定例会において答弁いたしました平成31年1月末現在に比べ、自治会単位で3団体、自主防災組織のカバー率で2.4%増加しております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番 (佐藤清和)

地域の規模や範囲など組織の形態が異なるため、実情に応じた組織の設立支援を行い、現在、設立されている組織として、まちづくり協議会や自治会などで設立されているようですが、この自主防災組織はまちづくり協議会など、大きな組織ではなく、できるだけ小さな組織で活動するほうが動きも早く、地域の実情に合わせたよりよい運営ができると考えております。自治会における自主防災組織の活動事例をご紹介しますとともに、市の考え方をお尋ねいたします。

○議長 (上野伸五)

総務部長。

○総務部長 (久世賢治)

質問議員が言われますように、自主防災組織についてはできるだけ小さな組織で活動したほうがより細やかな運営ができると考えており、幾つかの自治会においては、独自に避難訓練や発災時の避難所運営訓練などが行われているところです。自主防災組織は、それぞれの地域において、活動内容や自主防災組織のあり方を考えていただくことが重要だと考えており、平常時及び災害時により細やかに活動できるように、今後も地域の実情に合わせた自主防災組織の設立運営支援に積極的に取り組んでまいります。

○議長 (上野伸五)

26番 佐藤清和議員。

○26番 (佐藤清和)

できるだけ小さな組織になるように、まちづくり協議会で設立するのが悪いと言っているわけではなく、まちづくり協議会でつくって、そこから自治会などに波及するように防災意識の向上も含めて、お願いいたします。

飯塚市では、大雨の際に河川の水位を監視するためのカメラを設置していると思います。監視カメラの情報は避難情報などを発信するために重要な情報の一つであり、災害時には確実に作動していなければなりません。監視カメラの点検等はどのように行っているのか、お尋ねいたします。また、明星寺川に水位警報サイレンもありますが、その点検についてもお尋ねいたします。

○議長 (上野伸五)

総務部長。

○総務部長 (久世賢治)

飯塚市が管理しております河川監視カメラにつきましては、11カ所となっております。質問議員が言われますように、災害時の確実な作動が重要ですので、業者委託になりますが、24時間体制で監視カメラに不具合が生じた場合は、速やかな対応をとるようにしております。また、担当職員により、ホームページからカメラの作動状況の確認を定期的に行っておるところでございます。

○議長 (上野伸五)

26番 佐藤清和議員。

○26番 (佐藤清和)

監視カメラはきちんと管理されているようです。水位警報サイレンについての答弁がありませんでしたが、同じようにきちんと管理されていることと思います。以前、サイレンが誤動作をして鳴らなかったことがあり、出水時期前はテストで鳴らしていたのですが、最近は何聞いておりませんので、心配しておりました。このサイレンについては合併前から設置されており、このサイレンを含む明星寺川の浸水対策は、北明星寺川からのときの流行変更、これは県営河川ではございませんでした。北明星寺川は、市の河川であり、昔は公設市場の横を通っている河川でした。それが、公設市場付近が浸水するというので流行変更してポンプ場の設置、そのために枝国地域が浸水するようになりました。そこで、市に抗議したところ、浸かった場合は飯塚市が補償す

るという覚書が存在しておりました。これで浸水したときに履行されなかったもので、当時文化センターで立てこもり、抗議デモを行う前に、補償するということがありましたので、その計画もありました。その後、覚書が住民不在のときに書きかえられており、それから補償がなかった時期もあります。そして7. 19災害、このときにやはり補償より浸水しない川をつくろうという、住民意識を変えるのにも大変苦慮した思いがあります。その付近の方々にとって、このサイレンは非常に重要な施設です。まさか取り外すというようなことがないように、引き続きしっかり管理するようお願いいたします。

また、繰り返しになりますが、自主防災組織についてですが、先ほど答弁されたように、できるだけ小さな組織のほうが細やかな活動ができますので、設立の際は、地域の実情も考慮し、支援をお願いいたします。さらに、地域防災リーダー研修については、平日コースや土日コースを設け、参加しやすい工夫をされておりますが、それでも参加が厳しいといった声をお聞きしますので、さらなる要望をお願いいたします。

次に、平成30年7月豪雨から間もなく1年が経過しようとしています。浸水被害の大きかった幸袋地区の庄司川、穎田地区の庄内川では、浸水被害の軽減を図るため、国、県、市による平成30年7月豪雨浸水対策連絡協議会が発足され、対策について協議がなされていると思います。これまでに協議がなされた経緯、内容についてお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

国、県、市で構成する平成30年7月豪雨浸水対策連絡協議会を平成30年8月31日に設置し、その後6回の協議を行っております。内容につきましては、まずは洪水痕跡調査と今回の浸水要因の把握を行い、その後、対策案及び事業化の考え方等について協議を行っており、両地区において、国、県、市が緊密に連携し、実効性のある対策が必要であるとの認識を共有しているところでございます。また、国、県、市において出水時期に備え、早急に取り組める整備を実施しております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

それではまず、庄司川についての整備の状況について、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

庄司川を管理しております福岡県では、平成22年度より最下流の庄司川橋から津島橋までの約1440メートル区間におきまして、河川拡張、河床掘削、橋梁かけかえ等の計画がございませう。これまで用地取得が進まず、進捗がおくれておりましたが、関係者の理解が得られましたことから、現在は下流部から整備が進められております。また、出水時期に備え、河川内の樹木伐採やしゅんせつが実施されております。なお、市におきましても、県営河川、庄司川へ流入します水路のしゅんせつ等を実施しているところでございます。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

次に、庄内川についての整備の状況をお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

庄内川を管理しております福岡県において、昨年の豪雨により越流し、被災した堤防の応急工事が完了するとともに、最下流部の築堤等の整備もなされております。また、出水時期に備え、河川内の樹木伐採や転石の撤去及びしゅんせつが実施されております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

庄司川や庄内川の主流であります、国で管理している遠賀川についても整備が必要だと思いますが、その現状についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

遠賀川を管理しております遠賀川河川事務所では、洪水の流下阻害となっておりました中間堰の改築工事が、ことし5月に完成しており、遠賀川の水位低下が見込まれます。また、出水時期に備え、庄司川が合流する付近の樹木伐採が実施されております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

それぞれの河川管理者が、現在どのような対応しているのか分かりましたが、それだけでは十分ではないと考えます。そこで、抜本的な浸水対策の今後の方向性について、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

庄司川では、今年度より、庄司川橋のかけかえ工事が3カ年計画で行われ、その後、上流の津島橋までの河川整備が予定されております。また、庄内川では、今年度から新規事業採択されました浸水対策重点地域緊急事業により、石丸井堰から下流約3200メートル区間の堤防のかさ上げや樋管改築工事が、令和5年度の完成を目指して整備が予定されております。さらに、遠賀川では緊急事業対策として、中間地区から直方地区及び小竹地区から目尾地区までの河道掘削や堤防高の不足する箇所築堤により、本川の水位を低下させ、洪水を安全に流下させる事業が予定されております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

幸袋地区、颯田地区では、それぞれ地元で協議会、期成会が設立されていますけれども、浸水対策連絡協議会で協議した内容や今後の方向性については、どういうふうに説明しているのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

幸袋地区では7自治会で構成されております、庄司川河川改修促進協議会が市を事務局として、平成30年10月22日に設置され、平成30年12月27日と平成31年3月27日の2回、浸水対策連絡協議会で協議検討した内容や今後の河川改修計画についての説明会を行っております。また、颯田地区では5自治会で構成されております、庄内川河川改修促進期成会が市を事務局として、平成30年9月14日に設置され、令和元年5月28日に浸水対策連絡協議会で協議検討した内容や新規事業採択されました浸水対策重点地域緊急事業の内容と今後のスケジュールについての説明会を行っております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

庄内川では昨年の被害を受け、新規事業として採択され、今年度から5カ年で整備されるというのですが、庄司川については、今までの整備が進められている状況だと思います。そのためにいろんな人から庄内川の進捗に比べ、庄司川の整備がおくれているとの声を耳にいたします。私もそのように受け取っております。庄司川については、河川整備だけでは抜本的な対策とならず、調整池やポンプ増設が必要だと思いますが、そのような具体的な計画があるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

質問議員が言われますとおり、庄司川は河川改修だけでは抜本的な対策にはならないと考えております。追加対策として、調整池の整備やポンプ能力の向上は必要であるとの認識を浸水対策連絡協議会の中でも共有しているところであり、今後におきまして、具体的な計画を協議することとなっております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

平成15年の水害では明星寺川流域で甚大な被害を受け、地元期成会、関係団体が一丸となって国、県に要望して調整池や排水施設の整備が実現できました。庄司川についてもいろいろな課題はあると思いますが、早急に事業の推進を図っていただき、計画が少しでも目に見えるようにしていただきますよう、強く要望いたします。

次に、浸水対策としては、訓練等が当然必要と考えられます。わかる範囲で構いませんので、どのような団体から訓練や研修等の申し込みがありましたか。また、浸水以外の訓練、研修についての現状もお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

市内の小中学校から防災教育、各まちづくり協議会や自治会単位での避難訓練、防災研修を行っております。また、保育園等の施設、社会福祉施設などでの防災研修も行っております。また、浸水以外では、山間部の自治会において、土砂災害の訓練や研修を行っております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

現状ではさまざまな団体等が訓練や研修を行っているようですが、飯塚市で災害が発生した場合、市外から市内へ働きに来られる方がおられます。この方々については、どのような訓練、研修等が行われているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

市内の事業所におきましては、依頼がありました事業所に対し、防災研修を行っております。昨年の7月豪雨以降では、福祉関係や保育関係の事業所から依頼が来ております。また、事業所より来庁され、平常時の体制や災害時の対応などについて、個別に相談に応じておるところでございます。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

各事業所にはいろいろな防災体制をとっているところがあると思います。その把握も経済部と連携をとりながら、ぜひとも把握をして啓発に努めていただきたいと思います。最後になりますが、飯塚市の今後の防災についての計画等をお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

市といたしましては、毎年職員を対象とした災害対策本部職員図上訓練を行うなどして、平常時の準備の必要性や災害発生時の情報収集や報告要領、避難の呼びかけや避難者の受け入れ対応等について、確認しております。今後も地域における防災研修などの際に、自主防災組織を中心とした共助の重要性を理解していただき、地域の防災力のより一層の向上が図られるよう、地域での啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

飯塚市では、あらゆる時と場所で災害に対する研修や訓練の支援をされております。最近の自然災害は過去の災害と比べ、甚大化し、発生までのスピードも比べものにならないようになっております。このような自然災害に対応し、命を守るには、やはり共助である自主防災組織や自助である自分の命は自分で守るといった自身での災害の知識向上や判断ができるように訓練を行うことが重要であると思います。飯塚市においては、自主防災組織や事業所に対する支援等を継続していただくとともに、今後も市民の命を守っていただきますようお願いして、この質問を終わります。

次に、菰田・堀池地区活性化について、お伺いいたします。菰田・堀池地区はJR飯塚駅を中心とした本市の顔となるべく地区と思いますが、飯塚市中心市街地活性化基本計画の認定エリアから外れており、駅前にあった炭都ビルは飯塚市土地開発公社所有のものとなっているものの、手つかずで、市として活性化策が進行していないように思います。

まず、中心市街地活性化エリアから外された経緯と炭都ビルを土地開発公社が所有することとした経緯に加え、現在の当該区の状況について、市はどのような考えをもっておられるのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

飯塚市には生活サービスや行政サービスが一定程度集積した拠点性を有するエリアが複数存在しております。その中でも、菰田・堀池地区はJR飯塚駅を中心とした本市の中心拠点の一つでありますことから、飯塚市中心市街地活性化基本計画の認定エリアとして、当地区も含め、エリアを国に要望しておりましたが、コンパクトシティを強く推進しようとする国に対し、当該地区内での具体的な活性化事業を示さなかったことも要因の一つとして認定外となっております。炭都ビル跡地の取得の経緯につきましては、JR飯塚駅を中心としたまちづくり拠点として、交通結節点の機能を高め、駅前広場との一体的な整備が必要であることから、平成26年に土地開発公社が取得しております。また、当地区の現状については、近年の人口減少や高齢化の進行は、当該地区も顕著でございまして、古くからの人口集中地区は拡散し、空き店舗等の増加など、地区の活力については低下している状況と捉えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番 (佐藤清和)

菰田・堀池地区が中心市街地活性化の基本計画から外れた要因として、市が具体的な姿を示さなかったということですね。菰田・堀池地区の現状は、平成27年6月に質問した4年前から何も変わっていないと思いますが、なぜ活性化事業が進まないのか、抱えている課題があるのですか。説明をお願いいたします。

○議長 (上野伸五)

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長 (山本雅之)

当地区の活性化につきましては、卸売市場敷地、J R飯塚駅周辺地区の一体的な土地利用について、居住者の利便性が向上する施設を整備、誘導し、将来的に定住促進、人口増加につながる中心拠点にふさわしいにぎわいの創出を図る必要があると考えております。しかしながら、菰田・堀池地区のまちづくりの基本的な考え方及び活性化策を示すまでは至っておりませんでした。

○議長 (上野伸五)

26番 佐藤清和議員。

○26番 (佐藤清和)

ここでもにぎわいを創出する必要性はわかっているが、策を4年間何も示さなかったということですね。私は飯塚の中心拠点の一つとしてふさわしい菰田・堀池地区のまちづくりについては、J R飯塚駅周辺と飯塚市地方卸売市場敷を一体的に考えた活性化策が必要であると考えております。平成29年1月には飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図りながら、飯塚市立地適正化計画を策定し、平成30年12月には、菰田・堀池地区活性化基本方針を策定されていますが、その内容についてお示してください。

○議長 (上野伸五)

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長 (山本雅之)

平成30年12月に策定した菰田・堀池地区活性化基本方針は、上位計画との整合性を図りながら作成しております。平成29年1月作成の飯塚市立地適正化計画の策定目的は、人口減少の局面を迎える中、市の中心部や地域の拠点性を有するエリアにおいても、商業などの生活サービス施設の撤退等により、暮らしやすさが維持できない状況が危惧され、これまでの拡散型の都市構造の中、人口密度が低下し、薄く広がった土地利用が続くことを、都市経営においての大きな課題として捉えているところでございます。

また、飯塚市立地適正化計画は、この課題を解消するため、拠点性を有するエリアを明示し、一定のエリアにおいて、人口密度を維持することで、民間活力を維持、誘導するような仕組みづくりを行い、あわせて、公共施設の再配置などの取り組みを一体的に進めることで、暮らしに必要なサービスや居住環境を確保しようとするものでございまして、拡散型の都市構造から拠点連携型の都市構造への転換を具体化し、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいの身近に存在する、あるいは、公共交通により容易にアクセスできる維持可能な都市の構築を目指すものでございます。

また、この立地適正化計画では、J R飯塚駅周辺と飯塚市卸売市場敷地は、都市機能誘導区域における中心拠点型と位置づけられる区域でございまして、本市の中核的な都市機能が集積する区域としての位置づけがなされております。中心拠点型の区域に求められる都市機能誘導施設は、商業施設、医療施設、子育て施設、広域性の高い都市機能増進施設などございまして、本市の魅力や活力の向上を図るべき施設と捉えております。また、菰田・堀池地区活性化基本方針は、J R飯塚駅周辺地区活性化を考える会の提言を踏まえながら策定しております。質問議員が言われているとおり、J R飯塚駅周辺と飯塚市地方卸売市場敷を一体的に考えた活性化策は必要で

あると考えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

菰田・堀池地区活性化基本方針の策定に当たっては、菰田・堀池地区、徳前地区の住民の方々に構成されたJR飯塚駅周辺地区活性化を考える会からJR飯塚駅周辺地区活性化に関する提言書が提出されていますが、提言に対する対応についてはどのように行っているのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

菰田・堀池地区活性化基本方針の策定に当たり、地域住民の意見が反映したまちづくりを推進することを目的として、平成30年2月から平成30年9月にかけて、JR飯塚駅周辺地区活性化を考える会を開催しております。この会の活動目的は、会員である地域住民自身が、飯塚市地方卸売市場敷を含めたJR飯塚駅周辺地区の現状把握、問題点や課題の抽出及び整理をして、その分析や対策を考え、目指すまちづくりの方向性の意見集約を行い、市へ提言することとなり、平成30年10月にJR飯塚駅周辺地区活性化を考える会から市に提言を受けております。

市といたしましても、JR飯塚駅周辺地区活性化を考える会からの提言を踏まえ、菰田・堀池地区活性化基本方針を策定するに当たって、まちづくりのコンセプトとして、交通ネットワークを生かしたにぎわいのあるまちづくりを定めております。JR飯塚駅周辺地区活性化を考える会の方々には、平成30年12月に菰田・堀池地区活性化基本方針の内容を説明及び報告を行っております。今後、具体的な整備計画を策定した際には、JR飯塚駅周辺地区活性化を考える会の方々、地元の方々に報告をしたいと考えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

JR飯塚駅周辺地区活性化を考える会とのワークショップで検討されたときに、整備計画やまちづくりに対する要望があったと思いますが、どのような内容があったのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

提言書にまとめていただいた内容でございますが、JR飯塚駅の交通結節機能の強化、飯塚市地方卸売市場の移転後の敷地を活用したまちづくり、長期未整備となっている都市計画公園の再配置、JR飯塚駅と飯塚市地方卸売市場敷地間の回遊性向上、恵まれた広域公共交通軸を生かした都市連携の拠点づくり、民間活力の積極的な活用を図ることを要望として受けております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

JR飯塚駅周辺の整備については、菰田・堀池地区を活性化するためには、JR飯塚駅周辺の整備が不可欠であると思っております。この飯塚駅周辺整備については、JR九州との協議が必要と考えていますけれども、JR九州との協議が全く進んでいないのではないかと考えております。もっとスピーディーに取り組む必要があると思いますが、現在までの市とJR九州との協議についてはどのような状況なのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

J R飯塚駅周辺整備は、菰田・堀池地区の活性化の実現に向けて必要だと考えており、交通拠点である飯塚駅周辺を中心に広域公共交通のネットワーク強化も必要だと考えております。現状のJ R飯塚駅は、駅構内の乗降移動、西側駅前広場と駅舎の間に段差があり、スロープ等も設置されていないため、バリアフリー化が図られていない状況でございます。また、J R飯塚駅を挟んで市街地が東西に分かれており、東西の歩行者動線についても、階段での昇降が必要な人道跨線橋により接続されている状況でございます。

J R九州との協議でございますが、菰田・堀池地区活性化基本方針策定後、平成31年1月10日及び同じく4月9日にJ R九州本社にて、菰田・堀池地区活性化基本方針の内容説明に加え、飯塚駅が抱えている課題についての協議を行いました。J R九州としても、駅構内等がバリアフリー化されていないなどの問題について認識しておりまして、今後もJ R飯塚駅周辺の整備につきまして、積極的に協議を行ってまいります。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

本当に積極的に協議していただけるんですかね。平成26年度の同僚議員の質問にあなたは、J R九州筑豊篠栗鉄道事業所、または本社に適宜出向いて協議を行い、国、県補助事業の活用について検討すると言われております。それでも4年たった今でも、問題の共通認識でとどまっているようです。残念で仕方ありません。今後の菰田・堀池地区活性化についての対応、取り組みについてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

本年度は、卸売市場敷及び敷地周辺整備の基本設計を発注するとともに、先ほど申しましたJ R飯塚駅周辺の整備に伴うJ R九州との協議、また事業に対する国庫補助事業の導入に向けて、都市再生整備計画策定に関し、福岡県都市計画課や関係部署との協議を進めていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

中心市街地活性化の区域から外されたときから具体的な姿を示されておらず、その上、J R飯塚駅周辺の整備の必要性は認めているが、この4年間基本的な考え方も示しておりません。合併当初は、飯塚駅周辺の開発には炭都ビルがネックになると言っておられました。現在は関係者の方々のご努力によって解決しています。もっとスピーディーに菰田・堀池地区活性化について、取り組むべきだと思いますが、今後の菰田・堀池地区活性化について、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

副市長。

○副市長（梶原善充）

質問議員が申されますように、飯塚駅周辺につきましては、活性化策について、事業がおこなわれていることは確かでございます。新飯塚駅周辺につきましては、民間活力により、いろいろと整備が行われてきております。この菰田・堀池地区につきましては、飯塚市全体のまちづくりを行っていく上で重要な地区だと考えております。飯塚駅周辺及び地方卸売市場が一体となった活性化策を進めていくには、民間活力を十分活用しながら、積極的にスピード感を持って進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野伸五）

26番 佐藤清和議員。

○26番（佐藤清和）

今までのる答弁されましたが、全く進んでいないように感じます。繰り返しになりますが、合併当初に質問したときには、菰田地区の活性化のネックになっているのは、炭都ビルだと言われ、関係者のご努力によって解決したあとには、JRの方々と適時協議、検討する。また、必要に応じては、開発コンサル等の支援を受けながら、菰田地区の活性化、定住人口につながるような具体的な計画を考えるとっておきながら、現在の基本方針だけでは、寂しすぎます。先ほど答弁されました、飯塚駅周辺と卸売市場敷を一体に考えるとと言われましたので、もっと加速して行うように要望いたします。

今、新飯塚駅を見ますと、たまたま民間が来られて、潤って、それと新飯塚駅商店街の組合員の方々がご努力されて、にぎわいを創出しております。飯塚駅もそうなればいいんですけども、飯塚駅にはやっぱり炭都ビルという市の土地開発公社が持っている土地がございますので、早急に計画を立てて菰田地区が昔のにぎわいを取り戻すように要望して質問を終わります。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。16番 吉松信之議員に発言を許します。なお、16番 吉松信之議員から質問に際し、パネルを使用したい旨の申し出がっております。議長においてこれを許可いたしておりますので、ご了承願います。16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

16番議員の吉松でございます。事前通告に従って、通学路の安全確保、それから過疎債について、2つの質問をさせていただきます。

まず初めに、JR筑前大分駅西側ガード下に位置します県道穂波嘉穂線の通学路の安全確保についてでございます。このことにつきましては、平成30年第4回定例会において、同僚議員からも質問があったところでございますが、今回は、本年5月8日に滋賀県大津市におきまして、保育園児の列に乗用車が突っ込み、16人が死傷したという何とも痛ましい事故が発生いたしました。さらには、5月28日に神奈川県川崎市でバスを待っていた児童ら20人が殺傷されるという悲惨な事件も発生いたしました。これを受けまして政府は、6月18日に交通安全対策に関する関係閣僚会議を開きまして、首相は、子どもが集団で移動する経路の安全確保は一刻の猶予も許さない。時代のニーズに応え、政府一丸となって迅速に取り組んでほしいと指示を出しております。このように、今まさに通学路の安全確保は、国を挙げての喫緊の課題であります。

このような中で、JR筑前大分駅西側に位置します県道穂波嘉穂線とJR福北ゆたか線が交差いたしますガード下道路は、大分小学校、筑穂中学校の通学路であります。また、朝夕の時間帯には、JR筑前大分駅へ向かう通勤通学の利用者も多い場所となっております。当該箇所は幅員が狭い上に大型車両などの通行も多く、非常に危険な状態であります。特に、いつも通る大型トラックなどは、当該箇所での大型車同士の離合を避けるために、対向車線に大型車を確認いたしましたら、ガード手前で徐行をして、道路を譲るといような状況であります。このような危険な当該箇所の拡幅及び歩道の設置については、以前から地元自治会やPTAからの改善の要望書が提出されていると思っておりますけれども、いつごろから、何回出されているんでしょうか。お尋ね

いたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

最初の要望は、合併前の旧筑穂町時代の平成16年で、その後、合併後の飯塚市で平成20年、平成23年の計3回、地元自治会並びにPTA等よりJR高架下の拡幅、歩道設置の要望書が提出されております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

最初の要望が平成16年ということで、今から15年も前の合併前から出されているということで、その後も2回の要望書が提出されているという、そういうことですから、いかにこの道路が地元住民にとって危険であるかということ。しかし、この道路については県道であるがゆえに、本市としては関与が難しいということは十分承知をしておりますけれども、本市としては、自治会長連名の市長宛ての要望書を受理したのでございますから、どのような処理をなされたのかお答え願います。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

要望書につきましては、県道でありますことから、飯塚市として副申書を添えて飯塚県土整備事務所へ要望しております。また毎年、県に対して行っております、市町一括要望に係る意見交換会において、道路拡幅や歩道設置の早期実現に向けての要望を継続して行っております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

何となく、子どもの安全ということに関しては危機意識が低いように感じるんですけども、私が情報公開条例に基づきまして資料を請求いたしましたところ、本市が福岡県に対しまして、合併以来平成30年度まで毎年要望をしているということは確認いたしました。しかし、最初の要望から15年の歳月がかかっているにもかかわらず、この問題は全く進捗しておりません。その原因は一体何なのでしょう。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

現時点では、県としましても、通学の安全確保の必要性は十分認識しているものの、工事を実施する場合には、JR福北ゆたか線の軌道下を横断する工事となり、多額の事業費を要すること及び市内全体事業を考慮して実施していることから、事業化には至っていない状況となつておられます。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

確かに、1日100本以上の電車が通過するというJRにとってはドル箱路線の軌道の下を工事するという事になれば、多額の財源を要すると。JR九州との交渉も難航をきわめるといことは想像に難くありませんけれども、そのことと目の前の危険をどう回避するかということとは全く別次元の問題であります。

そこで、この県道の当該箇所の具体的な危険性ですけれども、ガード前後の歩道整備が既にな

されておりますけれども、ガード内の当該箇所は簡易的なパイプの柵で、歩行者の通路をやっと確保している状況です。最も狭いところは40センチメートルほどしかありません。これぐらいですね。しかも片側は垂直になったコンクリートの壁ということですから、大人が真っすぐ歩くことはできません。斜めになって歩くというようなことです。もう傘でも差していようことなら、トラックにひっかけられて傘も差せないということですよ。もちろん自転車も通れません。このパイプの柵には車両が当たった傷が数多く見受けられます。これがパイプですね。パイプにいっぱい傷がついてます。狭さもちょっとこれで想像つくかどうかわかりませんが、40センチメートル。そもそもこの道路は、車が2台すれ違うことができる道路の構造規格を満たしているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

質問議員がご指摘されている道路構造令での規格につきましては、一般的、技術的基準を定めたものであります。ご指摘の場所につきましては、県、市ともに歩道の危険性は認識されているところであり、歩道整備の実施に向け、調査及び計画をしていただくよう県に再度働きかけていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

危ないという認識はしているということで、私が県に確認をいたしましたところ、この県道穂波嘉穂線は、道路構造規格の第三種第二級の道路となっております。この第三種第二級の道路というのは、道路構造令第5条第4項によって、道路幅員は5.5メートル以上となっております。しかし、当該箇所に関しましては、本市の都市建設部の職員の方にご協力をお願いしたんですけれども、計測をしていただきました。実測5メートル35センチしかありません。つまり、2台の車がすれ違うだけの基準を満たしていないことは明らかです。このことは、都市建設部も確認されていることですから、県に対する要望の最重要ポイントは、この状態で歩行者に重大な事故が発生したならば、県の責任ですと、県知事の責任ですと、この点を県に対して、伝達人としてではなくネゴシエーター、交渉人としてしっかり追求していただきたいということで、この危険きわまりない当該箇所は、歩行者が安心して通行できる状況ではありません。特に、この道路は大分小学校、筑穂中学校の通学路であります。大分小学校に通学する児童にとって、迂回することも難しく、この場所を通過して通学することを免れない状況です。

そこで、お尋ねいたします。児童の安全確保のためにどのような取り組みをなされているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

市内小中学校では、児童生徒の通学上の安全を確保するため、地域安全マップを作成しており、大分小学校では、当該箇所について、歩道が狭く交通量が多いと写真つきで示し、注意喚起を図っております。また、登校時には地域交通安全活動推進員の方がボランティアとして安全指導を行っていただくことで、安全確保に努めております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

当該箇所は歩道が狭く、交通量が多いと。写真まで撮って注意喚起をなされているということで、危険性を十分認識しておられるということは承知いたしました。また、地域の方が安全指導

をしているということは非常にありがたいことではありますけれども、人が対応するなどのソフト面にはやはり限界がございます。ましてや、当該箇所隣接する大分小学校跡地が宅地開発として予定されております。これは、本市の定住自立共生ビジョンの目玉でもありましょう。そこに住もうとする人たちにとって、通学路の安全は必須の条件であろうと考えます。それなのに、本市はこのような危険な状態を放置したままでよろしいのでしょうか。さらには筑前大分駅の利用者です。福岡一極集中の中で、筑前大分駅の北側には高田地区、津原地区、安恒、椿、太郎丸、椋本地区、さらには弁分地区まで、筑前大分駅の潜在的利用者ははかり知れません。この方々のためにも、定住環境整備のためにも、当該箇所の安全確保は当然のことでありましょう。

そこで、先ほども申し上げましたが、道路交通上の幅員に問題があるとなれば、重大な事故が起こった場合の責任は全て県にある、県知事にあるということです。そのことも踏まえて、当該箇所につきましては、何よりも早く道路の拡幅や歩道を確保するなど、抜本的な改善が必要であります。地元としても、この点をしっかりと要望していこうと考えておりますが、市としては、どのように対応していくつもりですか。お答え願います。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

市としましては、市民の方々が安全に通行できる歩道の必要性を感じておりますので、地元が県に要望される際には、市も一緒に同行して要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

市も一緒に同行してと、同じ意味の言葉を重ねられたということは、非常に強調されていると、気持ちが伝わってまいりました。私の元の職業は危機管理の専門だったんですけれども、その危機管理のバイブルともいえる法則にハインリッヒの法則というものがあります。御存じの方も多いと思いますけれども、これは1件の重大事故の背後には、重大事故に至らなかった29件の軽微な事故が隠れており、さらにその背後には事故寸前だった300件のヒヤリとした体験、ハットとした体験が存在するというものです。つまり、このパネルのとおりでございます。当該箇所のパイプには無数の傷が付いております。これは5とか10とかの数字ではありません。300かもしれません。このような、ヒヤリ・ハットというよりも、軽微な事故が起こっているということは、いつ重大な事故が発生してもおかしくないということでございます。

しつこいようではございますけれども、要は、子どもたちの通学路の安全、歩行者の安全を何よりも優先されるべきことだということです。これから我々も地元自治会、PTA、安全安心見守り隊、そのような団体と連携して、県やJR九州にもしっかりと要望してまいります。その際、先ほど担当部長からも、本市も一緒に同行して要望したいという異例の答弁もいただきました。

最後に、耶馬溪の青の洞門の禅海和尚ではありませんが、たとえ困難であろうとも、人の命を救うためならやり遂げられると思っております。子どもたちの安全のために、片峯市長、頑張ります。これで、最初の質問を終わらせていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。広辞苑によりますと、「過疎地域」とは、人口の著しい減少により、その地域の活力が低下している地域とありますように、過疎とは非常に寂しい響きの言葉でございます。現実的に筑穂地域からは、市民プールまでは車で40分以上、新しい計画の新体育館、新卸売市場にしても30分以上かかります。そこで、筑穂地区には過疎という言葉が重くのしかかっているわけですが、そういった問題に対し、国としては過疎対策の法律といたしまして、過疎地域自立促進特別措置法というのがございます。この法律について、ご説明願います。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

国における過疎対策につきましては、昭和45年以来、4次にわたり議員立法として過疎法が制定されております。現行の過疎地域自立促進特別措置法は、過疎地域の自立促進を目的に、平成12年に時限法として制定され、平成22年、平成26年、平成29年の法改正、期限延長を経て現在に至っております。なお、本法律の期限は令和2年度となっております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

過疎地域自立促進特別措置法というのは、過疎地域に対して自立促進を図り、地域格差を是正するというのが目的でございます。そしてこの法律が令和2年度までの時限立法であるということは承知いたしました。それでは、この法律に基づいて、過疎地域というものが指定されるということなんですが、その基準といたしますか、要件について、ご説明願います。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

過疎地域自立促進特別措置法における過疎地域につきましては、大きく法に示される人口要件及び財政要件に該当することで過疎地域となります。この要件につきましては、平成12年の法制定以降、国勢調査結果や社会情勢等により法改正がなされておりますが、平成12年の法施行時における要件といたしましては、35年間の人口減少率が30%以上で、財政力指数が0.42以下であるものとなっております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

過疎地域の指定には人口要件や財政要件があるということは、当然のこととして理解できます。そこで、筑穂地区については、合併前の旧筑穂町の時代に過疎地域に指定されていたわけなんですが、それが合併して、新しい飯塚市となってからは、筑穂地区はどのような取り扱いとなっているのでしょうか。お答え願います。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

過疎地域自立促進特別措置法においては、市町村の廃置分合等があった場合の特例について定められております。これは、過疎地域市町村と非過疎市町村の合併や、過疎地域市町村同士の合併があった場合の規定ですが、本市におきましては、平成18年の1市4町合併の際に過疎地域であった旧筑穂町である筑穂地区を過疎地域とみなして、この法律の規定が適用されたものでございます。

少し詳しく説明させていただきますと、過疎地域市町村と非過疎市町村の合併や過疎地域市町村同士の合併に際しましては、改めて新市町村として過疎地域自立促進特別措置法の適用を判定いたします。この際に適用から外れた場合にも、特例要件により新市町村の全てを過疎地域とみなすことや、一部を過疎地域として同法の規定を適用するなどの特例がございます。本市につきましては合併時点、同法は適用されず、さらに新市の全域を過疎地域とみなす特例要件にも該当しませんでした。合併の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなす特例要件により、いわゆる一部過疎として同法の規定が適用されているものでございます。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

法律でございますのでなかなか難解なんですけれども、筑穂地区を飯塚市の中で一部過疎地域とみなして、この法律が適用されるということでもあります。つまり、過疎地域に指定されていた地域と過疎地域に指定されていない地域とが合併した場合の、その場合の規定が用意をされていたわけでございます。同法第33条第2項に、「当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。」と、わかりやすく言えば、飯塚市の中で筑穂地区のみがこの法律の適用を受けるということでございます。筑穂地区は飯塚市の中で実に3分の1の面積を有しております。そのことを踏まえて、質問の本題であります過疎対策事業債についてお尋ねいたします。なお、過疎対策事業債につきましては、以後「過疎債」と略して表現させていただきます。

それでは、過疎債の発行の前提となります飯塚市過疎地域自立促進計画について、ご説明をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

過疎地域自立促進特別措置法におきましては、過疎地域の市町村は自立促進方針に基づき、当該議会の議決を経て、過疎地域自立促進計画を定めることができるとされております。また、この計画は、同法における過疎地域自立促進のための財政上の特別措置活用の要件となっております。本市の過疎地域自立促進計画につきましては、旧筑穂町において策定された同計画を継承したもので、現計画の期間は、平成28年度から令和2年度となっております。本市計画の内容につきましては、法の規定にあわせ、基本的事項と産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備など、9つの事項について、現状、課題とその対策、計画についてまとめたものとなっております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

本市の過疎地域自立促進計画は、平成28年度の議会で議決を経たものであり、本市の最上位の計画であります第2次飯塚市総合計画に整合するものであります。ゆえに、この飯塚市過疎地域自立促進計画というものが、過疎債の発行の根拠になっているというわけですが、もう一度、過疎債の発行要件について詳しく説明願います。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、過疎地域に指定された市町村が過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として発行が認められております。対象事業費に対する充当率は100%で、後年度に発生します元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入され、財源措置としてはすぐれた地方債でございます。過疎地域自立促進特別措置法に定められております過疎対策事業債の主な対象施設は、交通の確保、または産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、観光またはレクリエーションに関する施設、公民館、その他の集会施設、高齢者の保健または福祉の向上、または増進を図るための施設、保育所及び児童館、認定こども園、公立小学校、中学校、幼稚園、図書館等でございます。ただし、過疎地域自立促進措置法施行令に規定されておりますが、例えば市町村道であれば、集落と集落、または公共施設とを結ぶ道路、産業の振興に資する施設と集落、または公共施設を結ぶ道路のみが対象となっている要件もございますし、適債性というものがございます。経常的な維持補修費、

1カ所当たりの工事費が少額なもの、一般的調査費、耐用年数の短い施設費、消耗器材費などが対象外となる地方債の原則については適用されますので、過疎地域自立促進特別措置法に規定され、過疎地域自立促進計画に掲載された施設であれば何にでも過疎対策事業債を発行できるということではございません。また、地方債は通常、ハード整備事業が対象となっておりますが、過疎対策事業債は例外措置があり、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業については、平成22年度より、ソフト事業についても過疎対策事業債を発行できることとなっております。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

過疎債の発行には、何ともいろんな要件があるということはわかりました。その中で、過疎債はソフト事業にも発行できるということで、今説明されたように、住民の日常的な移動のための交通手段の確保というような事業にも発行できるということで、他の地方債ではできない幅広い活用が期待できるというメリットがあります。率に関しましても、過疎債というのは皆さん御存じの合併特例債よりもさらに有利な地方債であります。なぜなら、合併特例債は1億円の事業に対しまして3350万円の返済、元利償還といえますか、返済が必要でございますが、過疎債は同じ1億円の事業でも3千万円の返済でいいということでございますから、飯塚市の全体の財源として過疎債を発行するという事は、過疎対策事業以外の事業に対し、財源の確保が有利になるということでありますから、過疎債を使わない手はないと考えます。

そこでお尋ねいたします。令和元年度の予算ですが、どのような事業にどれくらいの過疎債を活用するようになっているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

令和元年度の予算についてでございますが、まずハード事業でございます。1つ目でございます。筑穂保育所整備事業費3649万6千円、過疎債3640万円。2番目でございます。第2出雲線道路改良事業費773万9千円、過疎債770万円。3つ目でございます。大分小学校大規模改造事業費2億8873万7千円、過疎債2億8870万円。4番目でございます。筑穂体育館施設整備事業費5625万9千円、過疎債5620万円。合計で4件、3億8923万1千円の起債対象事業費に対しまして、3億8900万円の過疎対策事業債の活用で市債予算を計上いたしております。

続きまして、ソフト事業でございます。1つ目でございます。小中学校スクールバス運行事業費3495万7千円、過疎債3490万円。2つ目でございます。筑穂保健福祉総合センター管理運営事業費1730万円、過疎債1730万円。3つ目でございます。筑穂ふれあい交流センター運営委託料109万4千円、過疎債100万円。4つ目でございます。まちづくり協議会事業費419万4千円、過疎債410万円。5つ目でございます。筑穂夏祭り実行委員会助成金84万2千円、過疎債80万円。6つ目でございます。地域産品ビジネス支援事業費149万5千円、過疎債140万円。7つ目でございます。筑穂地区予約乗り合いタクシー運行事業費1827万4千円、過疎債1270万円。8つ目でございます。筑穂地区コミュニティバス運行事業費1241万円、過疎債1100万円。合計で8件、9056万6千円の事業費から運賃収入等の特定財源694万8千円を差し引いた8361万8千円の起債対象事業費でございます。そのうち過疎対策事業債につきましては、8320万円の予算を計上しているところでございます。

ハード事業、ソフト事業を合計いたしますと、合計で12件、4億7284万9千円の起債対

象事業費に対しまして、4億7220万円の過疎対策事業債の活用予定でございます。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

ハード事業、ソフト事業、総額で4億7200万円以上の大きな金額が予定されているわけですが、この中で幾つか気になる点がございまして。例を挙げますれば、大分小学校大規模改造工事に2億8千万円以上の過疎債を充てるということになっておりますが、これに対し、本市の他の小学校では、同様の大規模改造工事について別の財源を充てることとなっております。これはどちらも飯塚市の学校整備上必要な経費でありますので、どちらも同じ財源を充てるとするのが本来の考え方ではないのでしょうか。さらにはスクールバス、コミュニティバス、乗り合いタクシーについても、他の地域は別の財源を使っておりますけれども、筑穂地区は過疎債を充てております。この使い分けがどうも理解しにくいところなんですけれども、そこでお尋ねいたします。このように筑穂地区以外では、他の起債や一般財源で実施されているような事業にも、筑穂地区は過疎債が充てられているというのはどういうことでしょうか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

過疎地域自立促進計画には、過疎地域の自立促進に向けて、広範囲な事項に関する計画を示しております。同計画は、本市の最上位計画でございます総合計画と整合したものでございまして、過疎地域自立促進計画に示される個別の事業は、筑穂地域のみを対象としたものではないものも多くございます。地方債は、健全な財政運営のための財政負担の平準化、現在市民と将来市民の負担の公平性の機能を有しますが、市民全体の負担の軽減に向けては、有利な過疎債の適用ができる筑穂地域の事業には、これを活用しているものでございます。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

ただいまの説明で飯塚市過疎地域自立促進計画に基づき行われてきた事業の中には、筑穂地区に特化したり、他の地域に先行して取り組まれた過疎地域自立促進事業があるということは、大いに評価に値するところでありますが、しかし、全市的に行っている事業であっても、筑穂地域の事業については、市民全体の負担の軽減に有利な過疎債を活用しているということです。これは筑穂地域の自立促進に寄与するものであるという条件つきであるならば、通常の事業であってもこれを活用することができるかと解釈できますので、非常にデリケートな問題ですけれども、拡大解釈といえますか、順番が逆になっているような気がいたします。

そこでお尋ねいたします。現過疎地域自立促進特別措置法の期限まであと2年ではありますが、この期間に過疎地域の自立に向けて特化した事業を何か予定されているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

質問議員の言われるとおり、計画に示される各事業は、筑穂地区に限って実施するものばかりではございませんが、いずれも計画策定の趣旨に沿ったものであると考えております。筑穂地区におけます道路改修などは、当然に必要な地域のための事業でございますが、お尋ねの過疎地域の自立促進に向け特化している事業は予定されておられません。

○議長（上野伸五）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

予定されていないと、筑穂地域の自立促進に特化したという意味での過疎債による事業は予定されていないということですか。もっと何かこう、特化していただきたい。確かに大分小学校の大規模改修は非常に地域にとってもありがたいことで、過疎債を使うことで飯塚市全体の財源に寄与するという事は理解できますけれども、もっと過疎地域の自立促進、地域格差是正という点に目を向けていただきたい。例えば、筑穂地区の買い物ワゴンというものがあります。これに過疎債は使われておりませんが、私もこのワゴンに乗って見たんですけども、なかなか皆さんの評判がよろしい。ところが、これが5月から止まっております。試行運転の中断ということですが、非常にもったいないことだと思っております。今、高齢者の事故が大きな問題となっていて、免許証を返納しようかというような高齢者の方もたくさんおられます。しかし、田舎に住んでいる高齢者の方にとっては、このことでとても悩み苦しんでおられます。このことは田舎の高齢者にとって死活問題なんです。これこそ過疎対策のソフト事業で、買い物ワゴンの増便ということに過疎債は使えるのではないのでしょうかと思っておりますが、私は筑穂地区のことばかりを言っているわけではございません。飯塚市全体の浮揚、協働のまちづくりにつながることで思っています。なぜなら、飯塚市全体と考えれば、筑穂地域は3分の1の面積です。福岡都市圏と飯塚市を結ぶ玄関口として重要な位置にあります。地域住民は、地域を大切にしようという意識を強く熱く持っております。そして何より、飯塚市が取り組んでおります地域浮揚や協働のまちづくりに向けて共通の認識を持ち、大きな力になるということは間違いありません。時間がありませんので戻りますが、本市に対しましては、過疎地域自立促進特別措置法が時限立法であり、令和2年度までとなっておりますので、過疎地域が自立し、ひいては飯塚市全体の浮揚に寄与するような事業を検討していただきたいと思っております。さらには、この法律は令和2年度以降も延長される可能性が大いにあると思われまいます。そうするとまた、新しく本市の過疎地域自立促進計画が作成されることとなりますが、そのときこそは、飯塚市全体の浮揚と筑穂地区の自立促進を図るという両面から、しっかりとしたビジョンを持って策定しなければならないと思っております。

最後に、地元もまたこのことに関して知恵を出し、汗をかかなければならないと思っております。それこそが飯塚市全体のためと確信しております。過疎を負かそうということで質問を終わります。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前 11時30分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。27番 道祖 満議員に発言を許します。27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

質問通告に従いまして、大きく2点について、一般質問を行います。まず、4月21日に市議会議員選挙が行われましたけれども、この市議会議員選挙の投票率はどうだったのか。また、合併して今日までの投票率の推移についてはどうなっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（二石記人）

市議会議員選挙の投票率の推移でございますが、合併後最初の一般選挙、平成19年3月11日執行の飯塚市議会議員一般選挙では市全体で67.66%。次の平成23年4月24日執行の一般選挙では、59.19%。続いて、平成27年4月26日執行の一般選挙では、57.

58%。そして今回、平成31年4月21日執行の一般選挙では55.26%という結果となっております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

投票率が下がってきておりますけれど、その原因についてはどう考えておりますか。

○議長（上野伸五）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（二石記人）

投票率の低下傾向につきましては、全国的なものとなっておりますが、本市におきましても、同様の傾向となっております。特に若年層の投票率につきましては、やはり中高年層に比べますと低い状況となっております。一般的にその原因は政治的関心や投票義務感、また政治的有効性感覚が低いからであると言われております。また投票率は、当日の天候や選挙の争点、それから立候補の状況、その他さまざまな要因が複合的に影響するのではないかと見ております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

今回は、統一地方選挙であります。この統一地方選挙になってはいますが、この統一地方選挙に移行する前は、議会が解散して、統一地方選挙に合わせるということを選挙管理委員会が決めて、今日に至っておるんですけど、その際、議会が解散して40日空白があったんですよ。あったけれども空白をして統一地方選挙にしたほうが投票率が上がるということを選挙管理委員会は言って、それを理由として統一地方選挙にしたわけなんですけどね。それ以後、統一地方選挙でやられていて、投票率が下がっていったということなんです。この点については、先ほど原因についてどう考えておりますかと言って、答弁いただきましたけど、あなた方、選挙管理委員会は、投票率が上がるということで統一地方選挙に持ってきたんですよ。それについて下がっていると。こういう減少について、何か反省点がありますか。

○議長（上野伸五）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（二石記人）

統一地方選挙につきましては、その都度、臨時特例法を制定して実施されておりますことは、御承知のとおりでございますが、その意義につきましては、そのメリットとして選挙に対する国民の関心を高めることに有効であるからというのが一つの理由として挙げられております。これは客観的に、単独で1つの地方選挙が行われることと比較をいたしまして、全国規模で大々的に都道府県並びに市町村の選挙を同時期に行うこととすれば、その宣伝効果により、その周知効果、それから意識づけ効果があらわれると期待されているものでございまして、ご指摘のとおり、結果として、投票率は下がる傾向にあるわけでございますが、その効果を含んだ結果とも言えるのではないのでしょうか。いずれにいたしましても、近年は統一率の低下など、その宣伝効果が盛り上がり、つまり投票率につながってこないというさまざまな要因も考えられておまして、これを今、この統一地方選挙のメリットを何とか結果に結びつけていかなければならないというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

統一地方選挙にすれば、宣伝効果が上がって、投票率が上がっていくことを考えた。結果は、宣伝効果はあっているけれど、宣伝効果があっているけど、有権者が投票所に行かないと、そう

いう答弁ですね。今回の市議会議員選挙では、18歳以上の人たちに選挙権が与えられておりますけれど、選挙の投票行動に対する啓発はどのように取り組みがなされましたか。宣伝効果ですよ、取り組み、啓発ということは、どういうことをやられたのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（二石記人）

今回の市議会議員選挙に特化して、若年層をターゲットとした啓発につきましては行っておりませんが、毎年実施しております啓発、常時啓発といたしまして、成人式に新成人向けのリーフレット等を配布し、投票参加の呼びかけを行っております。また、中学校の生徒会選挙への投票機材の貸し出し、中学生、高校生を対象とした選挙啓発ポスターの作品募集、高校への出前事業やインターンシップの受け入れなどを行い、将来を担う子どもたちに対し、主権者としての自覚を促すよう取り組んでおります。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

啓発行動を行ったと。中学校の生徒会選挙への機材の貸し出し、そして高校生への出前授業等を行ったということですが、高校生への出前授業については、具体的にどのようなことをしておるのか、どのようなことをしたのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（二石記人）

高校への出前事業につきましては、選挙権が18歳以上に法改正された平成28年に実施しております。そして選挙管理委員会のほうで、市内の高校へ出向きまして、選挙制度の説明や模擬投票を実施しております。説明につきましては、クイズ形式で行うなど、高校生に政治や選挙に興味を持ってもらえるように工夫をいたしまして、また、初めて選挙に行ったときにも戸惑わないように、実際の選挙と同じように投票する模擬投票を実施しております。また、市内の中学校の生徒会選挙への投票機材の貸し出しにつきましては、例年3校から4校に貸し出しをしておりますが、平成30年度は市内7校の中学校に投票箱や投票記載台を貸し出し、担当の先生からは、生徒会選挙で実際に選挙で使用している投票記載台や投票箱を使用することで、選挙の模擬体験ができ、選挙に関心を持つきっかけになるとの感想をいただいております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

高校に行って、選挙制度の説明等を行ったということですが、高校は市内何校に行かれていますか。

○議長（上野伸五）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（二石記人）

市内の高校ですが、平成28年に3校でございます。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

平成28年に3校ということは、29年、30年は行かれていないんですか。それと3校というのはどこと、どこと、どこですか。

○議長（上野伸五）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（二石記人）

3校と申しますのは、嘉穂高等学校、嘉穂東高等学校、飯塚高等学校の3校でございます。平成29年、30年につきましては、実施しておりません。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

啓発活動は高校に対しては平成28年しかやっていないと。中学校は、投票箱などの貸し出しをやっておるといことですが、市内の中学校は何校ありますか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

市内の中学校は10校でございます。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

たしか、先ほどの市内の中学校は、10校とも選挙箱を貸したんですかね。10校あって、10校に全部、貸したんですかね。貸していないんですかね。

○議長（上野伸五）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（二石記人）

平成30年度は、7校でございます。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

まあ中学校に限って言いましょう。中学校は飯塚市立中学校と日新館を合わせて10校ですか。入れてじゃなくて。合わせたら11校。11校ですか。12校。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

市内の中学校の学校数でございますが、市立中学校が10校でございます、あとは日新館中学校と、それから嘉穂附属中学校がございます。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

結局、中学校は市内に12校あって、飯塚市のコントロールが効くのが10校だということですよ。ただ、言いたいのは、飯塚市立の10校の中でも7校しかしていないと。徹底していないということですよ。なおかつ、ほかの県立中学、それと私立中学も徹底していない、やられていないということで、中途半端ということですよ。後で中途半端かどうか確認しますが。それとともに、高校は3校と言いましたけれど、市内の高校は3校以上あると思うんですよ。それともう一つ言うと、高校は県教育委員会の所管だと思いますから、なかなか思うように出前授業ができないのかもわかりませんが、やはり平成28年に1回やって、直近の選挙が行われる、去年は行われていないと。あなた方は啓発行動をやって、投票率を上げるために統一地方選挙にしたんだと言いながら、選挙管理委員会としては取り組みが足りないのではないかと私は思いますけど、あなたはどう思いますか。

○議長（上野伸五）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（二石記人）

おっしゃる内容はよくわかります。できれば、平成29年度、30年度においても引き続き、啓発を行うべきであったというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

あなたは、なったばかりの課長で、ごめんなさいね。ただ実態は何もやられていないと。やったとしても中途半端だと。投票率が上がっていくわけがないですよ。上がらないのではないかと思いますけど。では各世代別の投票率の推移についてはどうなっておるか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（二石記人）

前回と今回の市議会議員選挙の比較で申し上げますと、10代につきましては前回、平成27年度は、年齢の引き下げの法改正前でしたので、比較ができませんが、今回の投票率が37.99%。20代が前回33.34%で今回、30.3%。30代が前回44.93%、今回が40.06%。40代が前回53.03%、今回が50.48%。50代が前回61.75%、今回が59.59%。60代が前回71.29%、今回が69.99%。70代が前回73.46%、今回が74.48%。80代以上が前回53.42%、今回が52.22%となっております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

今、10代の投票率と20代の投票率から聞いたんですけど、10代の投票率と20代の投票率が低いと思いますけど、この投票率について、どう思われますか。

○議長（上野伸五）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（二石記人）

若年層の投票率の低迷につきましては、選挙のたびに問題視をされておりますが、今回の投票率を見るに当たり、何か打開策をといろいろ思っておりますが、選挙管理委員会といたしましては、一つの目標として、これから有権者となる若者に、当然選挙には行くものだというくらいの投票義務感を醸成するためには、若年層に対する持続的な常時啓発が重要であろうというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

今回、10代が37.99%ということでありましたけれど、これは20代の人よりもちょっと高いですね。30代に近い数字ですけど。私ども議員団は、十何名で嘉穂東高校から要望がありまして、選挙についての説明会というのに出て行きました。非常に興味を持って、学校の先生も高校生も聞いてくれました。だから、出前講座は大切なんだなというのを私、実感いたしております。そういう意味でも、10代の人たちはまだ初めての選挙だから、興味を持っておるんだろうと思うんですけど、ただ残念なことに、高校3年生は3月31日で卒業と。4月1日で就職なり大学なりに行って、地元を離れる人たちも多くあると思うんですよ。そういう人たちに、

やはり投票に行こうとしても、どうやったら投票に行けるかというのが、自分のふるさとの市議会議員の選挙、どういうふうに投票したらいいかわからないということもあるんじゃないかと思えますけれど、こういう人たちには、きちっとやっぱり指導していく、選挙制度について教えていくということが必要だと思うんですけど、どういう対策をされておるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（二石記人）

御承知のとおり、市議会議員選挙や市長選挙では市外に転出をされますと投票することができませんが、例えば、飯塚市外に一時的に滞在している場合などは、その滞在地で不在者投票をする方法がございます。その方法につきましては、市のホームページにも掲載をしておりますが、仮に若年層の投票率をターゲットにするのであれば、先ほど申し上げました学校への出前授業の中で説明を行うなど、啓発の仕方を工夫していきたいというふうに考えております。また、若年層に限らず、御承知のように、選挙制度につきましては、なかなか難解な部分もございますので、幅広い世代に対する啓発活動につきましても、他自治体の事例なども研究をいたしまして、有効な方法による周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

一応、今回の選挙に合わせて啓発はしたと。高校生とか中学生には中途半端になっておるけれど、啓発はしたんだということでありまして、今後のことを考えると、今回どういうことを、あなた方は啓発、宣伝をやったのか、ちょっともう一度、具体的に教えていただけますか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（二石記人）

今回の選挙での選挙時の啓発といたしましては、まず各庁舎や支所での横断幕、懸垂幕の掲示、市報やホームページ、それから庁舎内のモニター広告を利用してお知らせ、SNSを通じての情報発信、それから防災行政無線での期日前並びに当日投票の促進の放送、それからショッピングセンター、これは穂波イオンでございますが、そこでの街頭啓発活動などを行いました。また、病院や施設に入院、入所中の方が、その施設内で投票できる制度はございますが、これは、その施設が県のほうに申請をして、指定を受ける必要がございますので、その啓発活動なども実施しております。それと、投票環境の向上の取り組みといたしましては、期日前投票所での投票のために、コミュニティバスや予約乗り合いタクシーを利用した場合の運賃を、選挙管理委員会が負担するといった移動支援事業も行っております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

啓発活動はいろいろやられたんですけど、特に力を入れて啓発したものはこの中で何ですか。

○議長（上野伸五）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（二石記人）

最近、特に力を入れて行いましたのは、最後に申し上げましたコミュニティバス、予約乗り合いタクシーを利用した場合の運賃を選挙管理委員会が負担するといった移動支援事業であるというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

期日前投票をされる方の移動支援を行っておるということでしたけれど、どれぐらいの利用者がいるのかというのは、期日前投票は多くの方が期日前を行ったというふうに聞いておるんですけど、移動支援について私知りませんでした、正直に言って。やっているということですね。だから具体的にどれぐらいの人数がどういうシステムで、どういうふうに啓蒙したから、移動支援を利用されたのかわかりますか。

○議長（上野伸五）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（二石記人）

選挙の種類によりまして、期日前投票期間が異なりますが、移動支援をご利用いただきました人数につきましては、データといたしましては、平成28年参議院選挙が43人、平成29年飯塚市長選挙が44人、平成29年衆議院選挙が61人、平成31年県知事・県議選挙が51人、今回の市議会議員選挙が66人となっております。若干の増加傾向でございます。これは、少しずつ周知が進んでいるようにも思われますが、ただいまのご指摘のように、決して十分ではないと振りかえる部分もございますので、例えば市の選挙であれば、立候補予定者説明会など、さまざまな機会を捉えて、今後とも周知に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

質問に当たって、総務省がどういう指導しているか、ちょっと資料を寄せたんですけど、平成29年3月に総務省が投票環境向上に向けた取り組み事例集というのを出しています。先ほど言われました移動支援についても、取り組んでいるところは何カ所かあります。しかし、それはもう徹底してチラシ等を配ったり、利用してくださいということを宣伝しているんです。そういう平成29年に出されている総務省の資料等について、目を通していますか。

○議長（上野伸五）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（二石記人）

事務局内では目を通したこともございますが、実は私自身といたしましては、議員のほうから指摘があるまで目を通しておりませんでした。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

今後のことを考えたら、各地方自治体がどういう取り組みしておるか、勉強していただきたいと思います。それで、ぜひ今後の投票率向上についての取り組みについて、取り組んでいただきたいと思いますが、今後どうすれば投票率は向上すると考えておるのか、今この時点で考えていることがあるならば、お示してください。

○議長（上野伸五）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（二石記人）

投票率の向上につきましては、投票の物理的課題の解決と常時啓発の強化が有効ではないかというふうに考えております。まず、投票の物理的課題の解決につきましては、投票所までの移動支援につきまして、先ほど、周知方法の改善と、もう少し利便性の向上について、いろいろな可能性を考えていきたいと思っております。ただ、今回の選挙もそうでしたが、期日前投

票は非常に好調であったにもかかわらず、当日の落ち込みをカバーできないという心配が残ります。そこで、常時啓発の中で、もちろん若年層に限らず全世代に対して、継続的な取り組みを行う必要があると考えておりますが、将来的に高い投票率を維持しようとするのであれば、今の10代、20代に対する啓発を強化し、単にそのときの若年層の投票率を上げるにとどまらず、その人たちの年齢が上がるにつれて、その家族や周囲の人たちにもいい影響を与え続けることが有効ではないかというふうに考えております。そのためには、まずは現在実施しております中学校の生徒会選挙の投票箱等の貸し出しの際にあわせて、啓発を別に実施したり、高校での出前授業では、事務局だけでなく選挙管理委員会委員も積極的にかかわることで、より主権者意識の向上につなげていくことなどもぜひ実施してみたいと考えております。いずれにいたしましても、今後とも選挙管理委員会全体で一丸となって投票率向上に向けた投票環境の整備、それからより効果的な啓発方法につきまして研究をいたしまして、できるところから取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

移動支援は大変いいことだと私、思っているんですよ。なぜかと言うと、私の周りの高齢者の方は、やはり市役所まで行くのが大変だから、乗り合いで行ったとかいう話をよく聞くんです。それと期日前は市役所ですから、市役所とか支所ですけど、当日の選挙のときに、直接の投票数が少なくなったと。それはなぜかと言うと、恐らく自分の住んでいるところから投票所までが遠いという点もあるんじゃないかと思うんですよ。でありますから、期日前投票の移動支援、または投票日の移動支援というものをコミュニティバスだけじゃなくて、ほかのやっぱり移動手段を考えていくべきだと私は思います。ほかのまちではそういう取り組みをやっています。ちゃんと経路まで書いて、いついつ、ここに迎えに来ますからどうぞ。しかも、利用しますか、しませんかと登録制度にして、やっているとか、いろいろあるみたいですから、ぜひ先ほど言いました総務省の各自治体の取り組みについて検討させていただきたいと思います。それとともに、高校の出前事業については、難しい点があると思うんですね、市の管轄じゃないと。だからそれとお願いなんですけれど、これはやはり県教育委員会と一緒にやっていかなきゃいけないと思うんです。というのは、例えば嘉徳高校だけに飯塚の生徒、子どもが通っているわけじゃないですし、ほかの郡部にある学校というか、市外の学校に行っている飯塚の生徒もいるはずですから、これはやはり全般的に投票率が下がる傾向にあるならば、筑豊が一体となってやるのか、そういうことをやはり選挙管理委員会から教育委員会を通じてでもいいから、県教育委員会に働きかけで、同じような出前授業を、やはり年に1回か2回ぐらいはやれるような制度ができないか、ぜひ検討していただきたいと思います。そういうことをお願いして、今後の投票率向上に取り組んでいただきますようお願いいたします、この質問は終わります。よろしく申し上げます。

続きましていいですか。では続きまして、飯塚市子ども・子育て支援事業計画に関連いたしまして、質問させていただきますけれど、飯塚市子ども・子育て支援事業計画は平成27年度から平成31年度までの5カ年を計画期間としていますので、現在第2期の計画作成に向けて取り組んでいると思いますが、現在、どのぐらい進んでおるのか進捗状況を確認します。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

平成27年度から平成31年度までの計画期間でございます飯塚市子ども・子育て支援事業計画につきましては、現在、30年度までの4年間の施策の進捗状況から成果の課題の検証を行っております。その後を受けます第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画につきましては、平成

30年11月から平成31年1月までに行いました子育てに関するニーズ調査の結果を踏まえ、これから策定に取りかかりまして、本年度中に策定をする予定となっております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

令和2年度から令和6年度までの第2期では、この事業計画はどのようなものになるのでしょうか。大きく変わる点があるのかどうか、確認いたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

内閣府が示しております子ども・子育て支援事業計画の基本指針に則しまして、計画を策定することとなりますが、今月中に改正が示されるとのことでございます。事前に示されました改正案によりますと、基本指針の改正を予定している項目は、幼児教育、保育の質の向上に資するよう専門性を有する指導主事、幼児教育アドバイザーの配置、確保などの事項が追加されております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

内閣府が平成31年4月23日に、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」を出しておりますけれど、これは、今後の飯塚市の子ども・子育て支援事業計画に対してどのような影響を与えますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

子ども・子育て支援事業計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保内容等について定めることとなっております。本市の量の見込みは、内閣府が作成した手引きをもとに算出をいたします。第2期の計画策定においては、内閣府から平成30年8月24日に第2期手引きが示されたものの、平成31年4月23日に第2期手引きの改訂版が示されております。第1期手引きと第2期手引き（改訂版）を比較しましたところ、主な変更点は放課後児童クラブについて、女性の就業率が全国的に上昇することを考慮し、可能な限り学年ごとの量の見込みを算出すること。また、共働き家庭のうち、幼稚園の利用希望する方の量の見込みを算出すること。企業主導型保育施設における地域枠の活用などが挙げられております。また、他の計画との調和、幼児教育・保育の質の確保及び向上について、計画の公表等についてなどが、新たに追加されております。これらの内容及びこれから示されます基本指針を踏まえ、第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画を策定していきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

第2期手引きの改訂版ですよね。今、答弁いただきましたけど、これには、答弁ありましたけれど、他の計画との調和というふうになっております。その他の計画との調和では、どのように記載されているか、ちょっと確認したいと思います。おわかりになりますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

ただいまお尋ねの他の計画との調和でございますが、「市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の作成に当たっては、地域福祉計画、教育振興基本計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立促進計画、障害者計画、児童福祉法に規定する市町村整備計画その他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援に関する事項を定めるものや、その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする」というふうに規定がされております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

今、他の計画との調和について、答弁していただきましたが、この中には、「『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針』においても、児童福祉法に基づく障害児福祉計画の作成に関する基本的事項として、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について盛り込まれたところである。したがって、市町村支援事業計画における確保方策については、障害児福祉計画作成時に把握した障害児の子ども・子育て支援の利用ニーズ及び提供体制の整備目標並びに現在の利用状況を考慮した上で、特別な支援が必要な子どもの特定教育・保育施設等における円滑な受入れについても配慮して設定すること」となっておりますけれども、そのとおりでしょうか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

そのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

飯塚市では、平成30年3月に策定されております第5期飯塚市障がい福祉計画、第1期飯塚市障がい児福祉計画について、これに関連して、その後の見直しをする部分は生じていませんか。わかりますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

飯塚市障がい福祉計画、飯塚市障がい児福祉計画につきましては、飯塚市障がい者施策推進協議会において、成果目標や各種サービスの必要見込みについて、毎年度、点検評価を行い、その結果に基づき3年に1回の周期で計画の見直しを行っております。飯塚市の今回つくりまします子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりましても、障がい児福祉計画の見直しを行うのではなく、支援事業計画の中に、障がい児福祉計画の内容等を包含していくものというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

そうですね。先ほど読んだ他の計画との調和の中で、私が読み上げた内容でいくと、今の答弁のとおり、障がい児福祉計画の内容等を含んでいくということになりますよね。そこでお尋ねいたしますけれど、私は昨年12月市議会の一般質問の際に、飯塚市保育士修学資金貸付金条例と飯塚市保育士生活資金貸付金条例の適用範囲を、児童福祉法で保育士を必要とされている保育所、認定こども園以外にも広げることを要望しておりましたが、その後、どのように検討がなされてきたのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

質問議員が言われますように、保育士が必要とされます児童福祉施設は、保育所、こども園に限ったものではございません。そこで市内にある障がい児施設の保育士配置状況を確認しましたところ、現状では保育士は配置をされているという状況でございました。しかし、児童福祉施設の中には保育所、こども園の保育士が不足している状況が続いております。これから第2期の飯塚市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしますが、その中で、各施設の状況を確認しながら、さまざまな内容の教育・保育の量の見込みや、これまで実施してきた中での課題や問題点を整理し、今後見直しを行うなど検討していく必要があるのではないかと考えております。

○議長（上野伸五）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

ぜひお願いしたいんです。再三のお願いになりますけれど、児童福祉法では、今、目の前の待機児童対策だけではなくて、やはり障がい児を含んだ形で、子ども・子育て支援事業計画をつくるように、子ども全体を見て、制度を整えるようにというふうになっております。その中に障がい児も含まれるというのは、答弁で明確になってきております。そのときに、今はそういう関連の福祉施設に保育士が足りておるから今は必要ないのですが、もしくは何らかの事情でその施設に保育士が足りなくなった場合は、障がい児の人たちが、そこを選択したとき、そういう福祉施設を選択したときに、そこに通えない事態が生じることがあり得るわけです。だから私は、児童福祉法に基づいた保育士が必要とされる福祉施設については、この条例の適用を認めるべきだという考えを持っておるわけです。それがやはり多くのお子さんをお持ちの、いろいろな立場の保護者の方に対して、社会進出に対する一つの助けになるというふうに思っております。だから、繰り返し言いますが、そのところを今度の子ども・子育て支援事業計画の中で、やはり量等を見て、障がい児の内容を福祉部も考えて、ぜひ児童福祉法に基づいて適用範囲を広げていただきますよう、繰り返しになりますが、お願いして質問を終わります。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休憩

午後 1時55分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。14番 守光博正議員に発言を許します。14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

公明党の守光です。通告に従いまして、今回は、総合的な災害対策についてと買い物困難者対策についての2つの項目について一般質問をさせていただきますので、執行部の皆様におかれましては、的確なご答弁をよろしくごお願いいたします。また、本日の同僚議員の質問内容と重なる部分が多いとは思いますが、流れの関係上、質問させていただきますので、よろしくごお願いいたします。

では、まず初めに、総合的な災害対策についてであります。災害対策につきましては、これまで何度も一般質問をしてきましたが、ここ数年、全国的に見て、雨の降り方が尋常ではないゆえに、被害の状況も私たちの想像をはるかに超え、地域によってはとうとい命を奪ってしまうことさえあります。早急な災害対策が必要なのに、現実はまだまだ進んでおりません。そしてまた、

梅雨に入り、雨の季節がやってまいりました。ことしは大雨が降らず、飯塚市に豪雨被害が起こらないことを祈る思いです。

では、昨年の7月豪雨の被害状況等については、昨年からの各議会で答弁をされておりますが、再度総括としてお聞きします。昨年の本市の災害の被害状況をお答えください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

昨年の災害の被害状況についてでございますが、人的被害といたしましては、重傷者2名、軽傷者3名の合計5名でありました。家屋等の被害といたしましては、飯塚市全体の住宅被害は約770棟、非住宅被害は約220棟、道路・橋梁・河川・農林業施設などの被害は約680カ所となっております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

では次に、水害及び土砂災害の現状についてお伺いいたします。飯塚市において、昨年のような大雨が降った場合、災害の可能性がある危険箇所はどのようになっているのか。箇所数についても、現在、本市が把握されているというか、わかる範囲でお答えください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

飯塚市における危険箇所につきましては、福岡県の発表になりますが、土砂災害警戒区域が930区域、そのうち、土砂災害特別警戒区域が848区域となっております。また、水害に関しましては、ことしの4月15日に全戸配布させていただいた「いづか防災」の中にあるハザードマップに、遠賀川など河川が破堤した場合をもとに、最も危険な状態の想定図を掲載いたしております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

では次に、避難所及び災害時の現状についてお伺いいたします。飯塚市は、災害時に避難所を指定されていると思いますが、その中において、公共施設と民間施設の数をお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

飯塚市における指定緊急避難場所は風水害が公共施設19カ所、民間施設3カ所、合計22カ所、震災が公共施設19カ所、民間施設7カ所、合計26カ所となっております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

では次に、昨年の災害時では約2100名ほどの避難者がおられましたが、各避難所についての運営状況についてお尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

昨年の避難所運営につきましては、災害の検証会などで施設に入りきれない避難者がいたことや、避難者に対する食料不足などが報告されております。このことを受け、公共施設だけではな

く、民間施設も含め、避難場所の指定及び備蓄食糧を各交流センターや支所に分散して配備するなど改善に努めているところでございます。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

今のご答弁では、避難者の食料不足等の問題点があり、公共施設だけではなく民間施設も含め、避難場所の指定、備蓄食糧を各交流センターや支所に分散して配備するなど改善に努めているとありますが、それ以外にも高齢者の方や身体に障がいがある方々は、市が指定している避難場所まで行くのは現実的に厳しい場合もあり、地域の公民館等に避難される方も多いと思われま。しかし、昨年度豪雨被害のときには、その公民館が浸水して避難できずにおられた方も多くいたと、回る中でお聞きしました。今後は、そのような方々に対しての対策も検討していただけるように、これは要望としておきます。

次に、災害時においては、警察、消防、自衛隊などの公的機関との連携も必要になりますが、どのように連携されておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

警察、消防、自衛隊などの公的機関につきましては、災害対策本部が設置するタイミングで各機関から連絡員が来られますので、その連絡員の方々を通じて連携を図っておるところでございます。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

では次に、国、県との連携及び計画等についてお伺いいたします。潁田、幸袋地域等大規模な浸水被害が発生しましたが、昨年7月の豪雨災害後の各地域から、浸水対策について要望されていると思いますが、その内容についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

浸水被害の大きかった潁田地区の庄内川につきましては平成30年8月8日、幸袋地区の庄司川では平成30年8月17日、二瀬地区の建花寺川では平成30年10月18日に、それぞれ河川の溢水による浸水被害に対する抜本的対策の早期実現に向けての要望書が提出されております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

今のご答弁ですと、潁田地区からは庄内川、幸袋地区からは庄司川、二瀬地区からは建花寺川の抜本的な浸水対策に関しての要望が出されたとのことですが、では、その各地域から出された要望について、国及び県の水害対策の計画はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

国、県、市で構成する平成30年7月豪雨浸水対策連絡協議会を平成30年8月31日に設置し、国、県、市が緊密に連携し、実効性のある対策を協議しているところであります。庄内川では、今年度に新規事業採択されました浸水対策重点地域緊急事業により、堤防のかさ上げや樋管の改築工事を、令和5年度の完成を目指して整備を予定しております。庄司川では、現在の河川

改修計画に加え、調整池やポンプ能力の向上についての協議を行っております。建花寺川では、現在パラペットによるかさ上げ工事を実施されておりますが、雨季には仮設ポンプを設置し、対応しておりますことから、安定したポンプの設置の検討を県、市で協議をしております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

今のご答弁だと、今回要望が出された内容についての現状は今答弁がありました。庄内川は今年度、新規事業が採択され、浸水対策重点地域緊急事業が令和5年までに完成を目指して整備される。また庄司川では、現在の河川改修計画に加え、調整池、またポンプが現在協議中。また、建花寺川では、現在パラペットによるかさ上げ工事が実施されており、また、安定したポンプ設置の検討が県、市で協議をされているということでもあります。既に工事が着工されているところもあるようですが、まだ協議中のところもあり、私は早急な対策を、本市としてもさらに国、県へ再度強くまた要望すべきだと考えております。その点はよろしく願いいたします。

では次に、その他、市に対する要望についてはどのようなものがあるのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

市に対する要望としましては、市管理の河川、水路、道路側溝のしゅんせつや、側溝ふたの改善等の要望があり、現地調査を行い、随時対応しているところでございます。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

では次に、災害発生の原因等、本市の考えについてお伺いいたします。昨年の水害の原因をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

今回の水害の原因につきましては、持続的な降雨等により24時間雨量が観測史上最大となり、それに伴い、遠賀川の水位も過去最高を記録し、遠賀川の危険氾濫水位を6時間にわたり超える記録的な豪雨であったことが内水氾濫に至った主な要因だと考えております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

ご答弁だと、持続的な降雨により、24時間降り続けた雨、また危険水位を6時間にわたり超える記録的な豪雨であったことが主な原因でありますけども、もちろん今回の豪雨は記録的なものであったと理解しておりますが、私はそれだけが原因ではなく、河川内の樹木やごみが多くあり、断面阻害の影響もあったのではないかと感じております。要するに普通、きれいな河川であれば水の流れもスムーズですが、先ほども述べましたように、樹木が多く茂っていたり、ごみ等が多数あれば、その箇所にもまた大雨で流れてくるさまざまなごみがまた重なって、水の流れをストップして、それが災害につながっていくということも一つの要因ではないかと考えております。

そこで、昨年の水害後の遠賀川を含む河川及び水路等の草木やごみの撤去についてはどのようになされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

昨年の豪雨災害を受け、本年度の出水期に備えて、遠賀川につきましては、国により流下阻害となる樹木の伐木、伐採が行われております。また、県営河川、市管理の河川、水路、道路側溝につきましても、しゅんせつやごみ撤去等の実施を行っております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

遠賀川は全ての区間が完了しておられるのでしょうか。私が見て回った感じでは、まだまだ多くの樹木等が生い茂っているように思いますが、実際のところどうなのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

遠賀川では、庄司川との合流する部分についての樹木伐採を行っており、全ての区間ではございません。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

では、県営河川、市の河川、水路の状況はどうなっているのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

県営河川、庄司川、庄内川を対象に全区間ではありませんが、阻害となっております箇所についてのしゅんせつやごみ撤去等が実施されております。また、市においても、庄司川に流入する河川や水路のしゅんせつ等を実施しております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

大きな被害のあった河川の一部箇所では伐採等がなされているようですが、7月豪雨による浸水の原因は、先ほども述べましたが、記録的な豪雨だけではなく、河川内の樹木や土砂の流入及びごみ等が原因の一つであると思います。市内には、ほかにも多くの河川がありますが、定期的に河川内の点検及び清掃等は実施されておられるのかお答えください。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

県や市で管理しておりますその他の河川につきましては、地元自治会等からしゅんせつ等の要望があっております。しかしながら、市内には多数の河川があり、要望箇所の状況調査を行い、緊急性の高い箇所から予算の範囲内での対応となっており、全ての河川で定期的なしゅんせつはできていない状況でございます。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

主流の遠賀川を初め、県営河川、市営河川の全ての障害物除去は、一気に対応できるものではないと思います。また私が見た限りでは、遠賀川においても障害物が残っているところがまだまだ多いと感じます。そこで、遠賀川はもとより、県営、市営の河川においても定期的に、例えば5年もしくは3年に1回程度は調査を行い、国及び県と協力しあいながら河川の計画的な維持管理を行っていくことが、私は大事だと考えております。この件に関しては、今後しっかり市の

ほうも訴えていただくことを強くここで要望しておきます。

では次に、本市が企画して、市民と協働で河川等の一斉掃除を実施する取り組み等は何かなされておるのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

市の職員による遠賀川清掃活動を出水期に備え、実施しております。また、市独自の取り組みではございませんが、「I LOVE 遠賀川実行委員会」が主催し、市が後援で遠賀川中之島周辺にて、市民や企業等の協力をいただき、毎年10月に「I LOVE 遠賀川」の清掃活動を実施しております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

先ほども言いましたけど、近年の豪雨は短時間に、これまでには考えられないほどの大雨を降らせます。自然現象であり、雨の降り方を防ぎようがありませんが、水害が起こる原因の一つである河川及び水路の樹木やごみ等は、日ごろからの対策で改善することは可能であります。ハードの部分の河川の改修や調整池などもしっかりと進めていただきながら、共助である市民全員の参加型の清掃活動の充実も今後ともよろしく願いいたします。

本市でも、既に御存じかと思えますけども、福岡県ではクリーンリバー推進対策事業なるものがあるみたいで、私も最近知ったんですけども、河川愛護活動、ボランティア活動団体を広く募集されております。平成26年時点では約400団体が活動されているということで、中身をちょっと言いますと、会員数が25名以上、年に2回以上活動を行っているというか、一定区間の活動もやられている。それに対して登録をすれば、年間5万円程度の報償費、また年間2万円程度の作業に使う備品の支給、また保険への加入とか、さまざまなものがあります。これは市町村の役割としては、団体と県との連絡や情報提供をするというふうになっております。このように、そのような情報を飯塚市民の皆さんにも今後とも積極的にお知らせをしていただいでいくことも大事ではないかなと思しますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。

では次に、災害発生後の補償等についてお伺いをいたします。昨年の災害に対し周知された救済制度には多くの種類があり、被災者の状況に応じて選択できるようになっています。しかし、受付期間の短かさや補助金額が低いといったことなどをお聞きしていますが、改善できないのかお尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

各種救済制度につきましては、関係機関との連携による制度もございますので、飯塚市単独で制度内容を改善することは難しいものだと考えております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

飯塚市では、昨年の豪雨においてさまざまな被災者救済制度を被災者にお知らせされてきました。制度上、飯塚市単独で内容を変えることは厳しいことは理解できますが、被災された方は、自然災害とわかっていても、日々の生活に多大な影響が出ております。以前から水害に何度も遭われ、対策を何とかしてほしいとの要望をずっと出されているにもかかわらず、その対策が遅々として進まなかったことも、私は一つの大きな要因だと思いますので、できる限り被災者に寄り添った救済制度を、今後また市単独では難しいと思しますので、国、県等もしっかり協議してい

ただくことを重ねてここで強く要望しておきます。

では最後に市長にお聞きします。近年の雨の降り方は異常であり、日本全国でも毎年のように災害が発生しております。飯塚市として市民の安全安心を守るため、今後はどのような取り組みをなされるのかお答えください。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

昨年の7月6日を思い出しますと、間もなく梅雨前線もこの地域にやってくるというニュース報道もありますし、私も議員の皆さんと同じように、危機感と緊張感を高めておる次第でございます。ご質問の点に関して、実は前回、中心市街地が大被害に遭ったときよりも、今回、昨年度の総雨量の1.3倍を超える雨量が降りました。総被害は、実は前回の13%にとどめることができました。これもさまざまな努力でもあるというように、客観的に分析していますが、それでもまだまだ被害地域、そして被害に遭われた方々がいらっしゃいます。また、逆にこれからの自然災害を、いろんなところで研修を受けまして勉強しますと、まさに想像を超えた状況になることも大いに想定できますので、私は、キーワードは命を守ることだということを、行政職員はもちろんのこと、市民の皆さんにもご理解いただくことが1番、そして、次にそのために、私ども行政は、ハード面の整備を国、県と連携し、着実に引き続き、これが2番だと思っています。そして、最後に3番目には、質問者、そしてきょう午前中の質問者からのご指摘もあっておりましたとおり、これからの時代、高齢な方、そして障がいのある方、必ず数がふえてきます。そのような時代を迎えるときの災害対応、そして被災地への救済ということを考えると、自助、共助に加え、近くに住んでいる人が、顔見知りの方が声をかけ、助けようとするような動き、これ近くで助けるということで、自助、共助に続いて、今からは「近助」ということでございます。まさに、隣組近所での助け合いについて、そのあり方について、小規模なところでの動きをいかに組織化していくことだと思っております。地域防災リーダーの養成や自主避難組織についてもそのようなことを意識して、しっかりと市民の命を必ず守るという決意のもと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

ありがとうございます。市長のその決意を聞いて安心をいたしました。これまでさまざま、いろんなテレビ、マスコミ等も、想定外という言葉をお聞きいたしますけれども、もうこれからはもう本当想定外という言葉は通用しない時代に入ったのではないかなと私は感じております。もちろん、先ほど市長が言われたように、自分の身は自分で守るという、これはもう前提であります。市民の安全を守るためには、行政の役割は極めて重要であり、責任は重大だと考えております。市長の施政方針の中で、浸水対策について飯塚市防災浸水対策基本計画の中期計画事業に基づき、河川や水路、排水ポンプ場、調整池などの整備を進めるとともに、国、県、市が緊密に連携を図り、必要とされる浸水対策の推進に取り組むと決意をされておりますので、これまで飯塚市は何度も大きな水害に見舞われてきておりますけれども、もうこれ以上水害で被害を出さないように、また、今後原因をしっかりとまた把握して、対策をしていただくことを最後にお願いいたします。この質問を終わります。

続けて行かせていただきます。次に、買い物困難者等の対策についてお伺いいたします。今の日本を取り巻く現状は、超少子高齢化が進み、免許の自主返納及び地域の状況によっては中心地以外にお住まいの方の、いわゆる買い物困難者支援が今後非常に重要になってくると考えております。これまで同僚議員からも何回も質問がっております。

そこで、まずは本市の地域別の現状についてをお尋ねいたします。現在の買い物困難地域につ

いてお答えください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

買い物困難地域に関する正確な定義があるわけではございませんので、特定はできませんが、本市が2017年1月に策定しております立地適正化計画では、徒歩圏を800メートルと設定しておりますので、この考え方で定義すると、徒歩圏800メートル以内に生鮮食料品店が立地しておらず、かつ生鮮食料品店に行くためのバス停、駅がないという条件に該当する地域が困難地域と考えられます。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

今のご答弁でありますと、立地適正化計画で徒歩圏を800メートルに設置して、その800メートル以内に生鮮食料品店が立地しておらず、かつ生鮮食料品店に行くためのバス停及び駅がないなどの条件に該当する地域が困難地域とのことでありますが、具体的にはどのような地域が困難地域なのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

先ほども説明しましたとおり、困難地域の定義は厳しいのですが、立地適正化計画の中で徒歩圏を800メートルとした場合の生鮮食料品店の2035年の人口カバー率を12地区ごとに推計しておりますので、そのデータで紹介いたします。人口カバー率が低い地区は颯田地区で29.6%となっております。その次は、幸袋地区で54.1%、順に筑穂地区が62%、鎮西地区が64.2%、庄内地区が67.6%となっております。それ以外の地区はほぼ80%以上となっております。この数値は2015年当時の店舗で推計しておりますので、その後の店舗の移動状況により大きく変わりますので、ご了承をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

ありがとうございます。答弁では、特に颯田地域が低くなって、非常に厳しく感じております。市長もこれまで各地域に入られて、いろんな声をお聞きになっておられると思います。特に颯田地域からも多くの声を聞かれたと思いますので、その点を踏まえてよろしく願いいたします。先ほどから800メートル、徒歩圏800メートルという数値が出てきておりますけれども、これが正確という部分が、まだ定義はあれですけれども、実際ここにも指定されておりますが、バス停、駅がない。800メートルといえば、そこを歩いて買い物に行かれる、そして、歩くだけならまだ大丈夫だと思うんですけど、荷物を抱えて持つて帰るとなると、800メートルとはいえ、かなりのあれになりますので、一度私たちも含めて皆様が歩いて、そういう苦労、確かめてみて、経験すると、高齢者の気持ちもわかり、対策への考え方もさらにまたちょっと若干変わってくるんじゃないかなと思いますので、これはできればご要望としておきます。

では次に、買い物困難地域として考えられる原因等についてお答えください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

買い物困難地域として考えられます原因は、スーパーマーケットの閉店、それからバス路線の減便や廃止等が考えられます。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

では、その公共交通等の現状及びスーパー等の現状についてはどのようになっておるのかお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

市が運行しておりますコミュニティ交通といたしましては、コミュニティバスが穎田飯塚線、庄内飯塚線、筑穂飯塚線、高田鎮西線の4路線を車両4台体制で、また予約乗り合いタクシーが穎田、鯉田、穂波、筑穂、庄内、二瀬、幸袋、飯塚東、鎮西の8地区において車両11台の体制で、いずれも平日運行いたしております。

次に、飯塚市内におけるスーパーマーケットについては、現在30店舗あります。12地区別に申し上げますと、飯塚地区が2店舗、飯塚東地区が2店舗、幸袋地区が1店舗、菰田が1店舗、立岩地区が4店舗、鎮西地区が3店舗、鯉田地区が3店舗、二瀬地区が4店舗、穂波地区が5店舗、筑穂地区が3店舗、庄内地区が1店舗、穎田地区が1店舗となっております。そのうち平成30年度には、新規開業が幸袋地区、立岩地区にそれぞれ1店舗ございます。それから、廃業していた店舗を活用して開業したスーパーが筑穂地区に1店舗あります。逆に、二瀬地区におきましては、1店舗廃業しているというような状況でございます。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

ありがとうございます。二瀬地区では1店舗、ことしなくなりましたので、回る中で、何としてもスーパーを持ってきてほしいという要望がありまして、この点も本当によろしくお願ひいたしたいと思うんですけれども、では次に、買い物支援対策について、これまで地域の方また自治会等からの地域要望等もあったと思いますが、その中でどのような内容があったのかお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

各まちづくり協議会で開催されている会議などでは、近隣にスーパーがない、またはスーパーが閉店した等の課題を踏まえ、現在運行していますコミュニティ交通やまちづくり協議会が運行している買い物ワゴンの路線の見直し、駐車場の追加、ダイヤの見直しが要望として上げられております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

では次に、買い物支援対策について、地域のコミュニティを担うまちづくり協議会と企業等が連携して課題解決に取り組んでいることなど、現在の状況をお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

まちづくり協議会などと民間との連携事例としましては、幸袋地区のまちづくり協議会では、市へ商業施設誘致等の要望書が提出されるなど、取り組みの結果、昨年11月には商業施設がオープンいたしております。また、筑穂地区におきましても、地元自治会の働きかけから、昨年

12月に上穂波駅前にスーパーがオープンしております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

答弁だと、まちづくり協議会や地元自治会の要望及び働きかけにより、スーパー等の誘致に成功されておられるようですが、市としては、この生鮮食料品を取り扱う企業の誘致を行った実績はこれまでにあるのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

合併以降の実績としてはございません。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

では、まちづくり協議会のこれまでの買い物支援に対する取り組み状況についてお答えください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

市内12地区のまちづくり協議会は、共助の視点から、地域コミュニティの中核となって地域の課題解決にご尽力いただいております。買い物支援対策として、本年度の運行状況としましては、市内8地区で実施することとなっております。地域住民が主体的に運行ルートや運行ダイヤ等の見直しなどを検討し、目的地を地元の買い物施設等に設定した中で、さらに地域の実情やニーズに応じた運行を実施しているところでございます。また、新たな試みとしては、鎮西地区のまちづくり協議会においては、昨年度から地域要望による移動販売の買い物支援の検討がなされております。このように各地区まちづくり協議会では、地域の実情にあわせ、買い物支援の課題解決に向けた取り組みが行われております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

ありがとうございます。ご答弁だと、現在、買い物ワゴンを利用し、支援を行っており、買い物ができるようではありますが、中には歩行が難しい方や障がい者の方など、さまざまな事情によりバスでの移動が困難な方もおられ、買い物に苦慮されております。そこでスーパー等と連携し、各地域に出向いて販売を行うなど、移動販売などの方法が考えられないかと思っております。このような連携状況について、本市で事例があればお答えください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

本市では、現在のところ販売業者が直接スーパー等と連携しながら各地域に移動販売を行う事業等の取り組みは把握しておりませんが、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどが個別に宅配サービスを行っているところもあるとはお聞きいたしております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

スーパー等との連携による買い物送迎バスの検討についてお答えください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

現在のところ、買い物ワゴンの試行運転は行っておりますが、スーパー等との具体的な連携までには至っておりません。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

では次に、高齢者居住地及び地域への出前販売の検討についてお伺いします。スーパーが撤退した地域や店舗から離れている地域で、これは徳島県の業者の取り組みなんですけれども、多分テレビで見られた方は多いと思うんですけれども、「とくし丸」販売パートナーと呼ばれる個人事業主が、地域のスーパーと連携し、商品を出向いて委託販売する取り組みの事例があります。このような買い物支援、移動販売を、今すぐではなくても、まちづくり協議会等と連携し、実施する方向で検討ができないか、お伺いいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

先ほども答弁いたしました。鎮西地区まちづくり協議会におきまして、移動販売による買い物支援の試行が行われる予定でございます。この試行結果を検証し、地域の要望等や市内スーパーなど今後の地域状況把握も行いながら、まちづくり協議会などと協力、連携のもと、研究をしてみたいと考えております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

鎮西地区の取り組みが、今後どうなるか見守りたいと思います。先ほど言いました「とくし丸」に関してでありますけれども、若干ちょっとご紹介をさせていただきますけれども、これはもう先ほども言いましたけど、スーパーと提携を結び、スーパーの商品を1商品プラス10円で冷凍の軽トラックに商品を積んで、大体数多く、400品目、1200から1500点ぐらい積んで行かれるんですね。過疎地というか、地域でもやっぱり公共交通機関がないところに、大体一人が30軒ぐらい持って、家の前までお伺いして、販売をされるということで、すごく喜ばれていて、今、全国展開をされております。福岡県の中にもAコープ九州とかサンリブさんとか、そこら辺と提携をされております。ここがすごいのは、ただ単にエリアを拡大して儲かろうという考えではなくて、1つのルールをつくられておまして、300メートルルールというのをつくられていて、それは何かと云ったら、あるスーパーがあったらその300メートルの中に入らないというルールを自分たちでつくっているんですね。やはり小さなお店、いろんな店も大事にしながら、困っている方のために、やっぱりこう、何かできないかということで始められているようであります。そして、またもっと、このところがすごいのは全国で展開しているだけあって、各地域の地方自治体、区市町村区と見守り協定を締結しておられます。それによって、社会福祉協議会、また地域包括センター、ケアマネージャー、民生委員等との連携が図られやすい立場となっておりますということで、週に2回、その地域には、例えば月曜日、水曜日とか、週2回設定できて、週2回はその地域を、受け持ちの地域を回っていくので、高齢者の方とも週に2回は会えるから、そういう見守りとしての役割も大きく果たされております。今後、またこれも参考にさせていただきながら、飯塚市でできる取り組みをまたお願いしたいと思います。

では次に、本市の対策及び考えについてお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

市としましては、今後とも、地域住民の要望による、実情に応じたニーズ等を把握できるまちづくり協議会、自治会、地域の皆様と協議、調整を進めていきながら、地域住民が日常生活をする上で非常に重要な買い物等についての手段の確保の研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

14番 守光博正議員。

○14番（守光博正）

ありがとうございます。最後になります。高齢化、また高齢者の単身者の増加、また販売企業、スーパーの減少、公共交通機関等の路線廃止等により、全国には約700万人近く買い物弱者といつか、困難者がいると言われており、問題になっております。今後ますますこの課題というのは重要になってくると思われれます。現在、本市では、まちづくり協議会が積極的な取り組みを、いろんな取り組みを挑戦されております。先ほど紹介した「とくし丸」のような取り組みも、本市としても参考にさせていただきながら、福岡県の中にもその提携している場所が、スーパーが幾つかありますので、そういった部分も本当に参考にさせていただきながら、ぜひ市民の方が今後安心して生活できるよう、買い物対策のさまざまな手法を本市として考えていただくことを最後に提案して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。5番 土居幸則議員に発言を許します。5番 土居幸則議員。

○5番（土居幸則）

新人議員の土居と申します。本日最後の質問となり、お疲れかとは思いますが、ご対応のほどどうぞよろしく申し上げます。

それでは、通告に従いご質問させていただきます。飯塚市における外国人居住者の就労の実態とその家族について、まず、国籍、人数、居住地についてですが、飯塚市には、現在何人の外国人が居住していますか。また、飯塚市の人口に占める割合はどのくらいか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

本年5月末現在でお答えいたします。飯塚市に住民基本台帳に登録している外国人の数は1393人でございます。また、飯塚市の人口に占める割合は1.09%となっております。

○議長（上野伸五）

5番 土居幸則議員。

○5番（土居幸則）

その方たちの国籍別内訳はどうなっていますか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

国籍別内訳につきましては、本年5月末現在の主なところで申しますと、韓国521人、ベト

ナム 239 人、中国 220 人、フィリピン 101 人、インドネシア 52 人となっております。

○議長（上野伸五）

5 番 土居幸則議員。

○5 番（土居幸則）

外国人住民は 1393 人とのことですが、そのうち、外国人技能実習生は何人でしょうか。あわせて、地区別についてもお願いします。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

5 月末現在で、外国人技能実習生を旧 1 市 4 町の地区別で申しますと、飯塚地区 146 人、穂波地区 39 人、筑穂地区 16 人、庄内地区 22 人、颯田地区 51 人の合計 274 人となっております。

○議長（上野伸五）

5 番 土居幸則議員。

○5 番（土居幸則）

全国的に外国人居住者は年々増加していて、平成 29 年末は前年比 7.5% 増で、過去最高の増加率になったとのことですが、飯塚市での状況はどうでしょうか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

過去 3 カ年の 5 月末現在でお答えいたします。外国人の数を比較いたしますと、平成 29 年が 1221 人、前年比 4.4% 増、平成 30 年が 1291 人、前年比 5.7% 増、令和元年が 1393 人、前年比 7.9% 増となっております。全国と同様に、本市におきましても年々増加傾向となっております。

○議長（上野伸五）

5 番 土居幸則議員。

○5 番（土居幸則）

引き続き、地域性との関係についてお尋ねします。今お話がございましたように、市内に年々外国人がふえてきております。そこでお尋ねしますが、地域との関係性についてです。外国人がふえ、地域で実際に生活をされています。そこで、地域の自治会における地域住民と外国人との関係について、外国人がふえることによって、どのように変化しているのかなど、把握はなされていますでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

地域におけます外国人との関係についてでございますが、現時点ではまだ、十分な把握はできておりません。今後、各自治会や 12 地区のまちづくり協議会のご理解とご協力をいただきながら、地域におけます生活習慣の違いによる課題等をまず把握いたしまして、その上で、外国人の方々の生活支援策等を講じることにより、地域における国際理解を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（上野伸五）

5 番 土居幸則議員。

○5 番（土居幸則）

例えばですが、外国人の方が市役所に来られた際には、どのような対応がなされているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

外国人の方が市役所に来られた際の対応につきましては、留学生であれば、学校関係者の方が同行される場合や技能実習生の方であれば、企業の方と一緒に来庁されるケースがございます。外国人の方の相談や手続が多いと見込まれる部署につきましては、比較的外国語が堪能な職員の配置について、できる限りの配慮をしておるところでございますが、市民課等の窓口で、言葉が通じず対応に窮した場合には、まずは、国際政策課にご連絡をいただくようにいたしております。当課職員には英語が堪能な職員を配置いたしておりますので、通訳を行うなどにより、事務手続の補助を行うというふうな対応をしております。

○議長（上野伸五）

5番 土居幸則議員。

○5番（土居幸則）

先ほど外国人の増加の話の中で、上位5カ国の話がありましたけれども、英語圏ではないですよ。アジア諸国だったと認識しております。つまり、英語が通じない場合はどのような対応されているのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

窓口におけます対応につきましては、その多くは、日本語や英語が話せる方がどなたか同行の上、来庁されておりますが、日本語も英語も通じずに、母国語しか話せない外国人の方が来庁された場合の対応につきましては、十分な対応ができる体制とはなっておりません。その対応の一つとして、現在、窓口対応用に多言語の対応タブレット等を備えるなどの効果的な対策について検討をさせていただいているところでございます。

○議長（上野伸五）

5番 土居幸則議員。

○5番（土居幸則）

ぜひ、進めていただきたいと思います。

次に、生活習慣などの啓発や周知についてお願いします。我々日本人にとっては当たり前のことでも、外国人にとっては生活習慣など、文化の違いによって、当たり前ではないこともあると思います。そこで、生活習慣などの啓発や周知についてはどのようになされているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

平成29年度版の「くらしの便利帳」におきましては、中国語、韓国語、英語の3カ国語で多言語化を推進しております。しかしながら、現在の窓口での配布物等におきましては、多言語化が進んでいない状況でございます。今後は、ごみ収集カレンダーや税関係の通知書、特定健診のお知らせなど、さまざまな行政サービスの情報の多言語化に向けまして、全庁的な取り組みとして、進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上野伸五）

5番 土居幸則議員。

○5番（土居幸則）

ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

ところで、私は堀池に住んでおりますが、地域のお祭りに外国人の方が参加しているのを見かけました。地域の方と一緒にあって、とても楽しそうにしておりました。とてもよいことだと思います。

いましたし、これが市内全域で取り組まれているのだとしたら、素晴らしい取り組みだと思えます。今後、市内各地域におきましても、地域で暮らす外国人の方々が、地域住民と触れ合い、地域の一員として暮らせるよう、国際理解が広がっていくことを期待しております。

続けてお尋ねします。よくマスコミ等の報道で全国の外国人技能実習生に関する行方不明等の報道を目にする機会もふえたように思います。これについては、行政として、何かしらの対策はしているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

本市では、飯塚警察署が所管しております「飯塚・桂川国際化対策連絡協議会」に加盟しております。本協議会では、飯塚警察署の所管する自治体並びに大学や外国人を雇用している企業等で組織されておりまして、外国人への支援についての意見交換や、文化の違いによるさまざまな問題、さらには外国人による犯罪等を未然に防ぐ、防止するための取り組みなどについて意見交換や情報を共有を図っておるところでございます。今後とも、飯塚警察署等との連携をしながら、安全、安心のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

5番 土居幸則議員。

○5番（土居幸則）

その子どもたちの就学状況及び学校の受け入れ状況についてお尋ねします。飯塚警察署との連携をされているとのことで安心しました。では次に、本市に在住している外国人とその家族について、中には当然、子どもを小中学校に預けている方もいるかとは思いますが。そこで、小中学校における日本語でのコミュニケーションが難しい外国籍の子どもたちにはどのような支援がなされているのか、教えてください。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

日本語によるコミュニケーションが難しい児童生徒への支援の一つといたしまして、外国人児童生徒指導教員1名を、飯塚鎮西小学校に配置しております。この教員は、所属校において、主に英語を用いて日本語指導や教科の指導を行っております。また、対象となる児童生徒が在籍している学校にも出向き、同様の指導を行っております。しかしながら、先ほどのご指摘にもありますとおり、外国籍の児童生徒の中には、日本語でも、英語でもコミュニケーションが難しい児童生徒もおり、その際には、タブレットを貸与し、教科や日本語の指導を行うなどの支援も行っております。

○議長（上野伸五）

5番 土居幸則議員。

○5番（土居幸則）

外国籍の児童生徒の中には、宗教等の理由から、給食において、配慮が必要な児童生徒もいると思えます。そのような児童生徒にはどのような対応がなされているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

学校給食ではできる限り、個々の児童生徒の状態に応じて対応を行うよう努めており、食物アレルギーを有する児童生徒に対しては、該当食物アレルギーの除去食及び代替食の提供などの対応を行っているところでございますが、宗教上の理由で食べることができない食品がある児童生徒へは、当該児童生徒の保護者からの申請によりまして、牛乳以外の提供を停止し、弁当を持参

していただく対応をしているところでございます。

○議長（上野伸五）

5番 土居幸則議員。

○5番（土居幸則）

では続いて現状の課題や問題点と今後の方向性についてお尋ねします。今後、世界中のさまざまな国から本市に外国人が来るのであれば、食文化一つとっても、その対応に苦慮されることと思います。ですが、本当に外国人にとって暮らしやすいまちづくりを目指すのであれば、日本人と同様の行政サービスが受けられるようにしなくてはならないと私は思います。そこで、改めてお尋ねしますが、本市が目指す国際化について、飯塚市では、本年3月、「国際都市いづか推進計画」を策定され、基本方針として、多文化共生と国際交流、経済交流を柱として掲げられていますが、国際都市いづかを推進する上でどのような課題や問題点があるとお考えになっておられますのでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

ただいまご紹介のございました「国際都市いづか推進計画」の柱の一つでございます多文化共生とは、外国人に対し、差別や偏見のない、住みやすいまちを目指すものであり、この多文化共生を進めていくためには、市民に対する外国の文化や風習、宗教などに対する理解やそのための情報の提供と発信、また外国人に向けたさまざまな情報発信や外国人への生活の支援などが課題であると考えているところでございます。

また、もう一つの柱でございます。国際交流、経済交流につきましては、まず国際交流では、パラリンピック事前キャンプ地としての決定や姉妹都市協定を締結いたしております米国のサニーベール市とのお互いに実施しております中高生のホームステイなどによります人材育成事業及び国際車いすテニス大会への支援などを行っているところでございますが、さらに教育、文化、スポーツなど、さまざまな市民と外国人の方々が理解、交流できる大会やイベントが実施できるよう、検討してまいりたいと考えております。

次に、国際経済につきましては、企業の人材不足の解消のための外国人材の活用の拡大、また企業力向上のための販路拡大などが課題であると考えておまして、本年4月にアジア経済交流推進事業として、タイ、ベトナムを訪問いたしまして、さきに開催いたしました帰国報告会のとおり、調査研究を行ってきたところでございます。

○議長（上野伸五）

5番 土居幸則議員。

○5番（土居幸則）

それでは、課題解消のために具体的にどのような取り組みで進めていこうと考えられておられますでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

多文化共生を推進するためには、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、自治会などの地域との交流の推進、日本語教室や外国人向け住宅の確保などの生活支援、市のホームページや各刊行物などの多言語化、行政窓口のワンストップ化などを進めていく必要があると考えております。

また、国際交流に関しましては、駐日外交団地方訪問ツアーや外国人特派員プレスツアーなどによりまして、本市のポテンシャルを広くアピールし、教育、文化、スポーツ、イベントなどのさまざまな国際交流事業につなげていきたいというふうに考えております。さらには長年にわたり本市の国際化に取り組んでおられます飯塚国際交流推進協議会の官民連携によります国際交流

の推進事業についても、今後とも継続して取り組んでまいりたいと考えております。国際経済の分野におきましては、先ほど申し上げましたアジア経済交流推進事業、インバウンドの推進、またスタートアップワールドカップの開催による起業家育成支援などを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

5番 土居幸則議員。

○5番（土居幸則）

そのような取り組みを進めていくことで、どのような国際都市を目指すのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

今後、就労や留学などの増加が予想される外国人に対しましては、理解と尊重により偏見のないひとづくり、まちづくりを推進いたしまして、外国人や障がいのある方や高齢者、子ども全ての市民が共生できる都市を推進してまいりたいと考えております。本市は、共生社会ホストタウンとして、登録しており、全ての人に優しい飯塚の実現に向け取り組んでいるところでございます。これらの取り組みを推進いたしまして、本市への外国人材の受け入れの拡大、さらには定住化にもつながるものというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

5番 土居幸則議員。

○5番（土居幸則）

全国的にもそうですが、飯塚市においても少子高齢化が進行しています。また、同時に農業やサービス業、製造業などの多くの業種で外国人の方が働かされている姿や通勤されている姿を見ることがふえてきていると実感として感じています。私としてはこの少子高齢化と労働力不足という課題を解消するために、外国人材を活用していくということは有効な手段ではないかと考えております。ただ、懸念しているのは、遠い知り合いもいない外国の地から働くために、飯塚に来られているわけです。数年したら帰国することが多い方々かもしれませんが、せっかく何かの縁で飯塚に来られるわけですから、就労面ではよい労働環境や労働条件で働くことができ、生活面では、学校生活での支援や地域活動など、地域の人々と触れ合い、交流し、言葉の問題や住まいの問題などについては、行政がさまざまな形で支援して、飯塚市民も外国人の方から、国際文化や伝統などを吸収し、お互いが飯塚に住んでよかったと思われる関係をつくることが望ましいと考えていますので、市も積極的にそのような施策を推進して、国際都市いづかを進めていただくようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明6月25日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時13分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 上野伸五 | 15番 | 田中裕二 |
| 2番 | 坂平末雄 | 16番 | 吉松信之 |
| 3番 | 光根正宣 | 17番 | 福永隆一 |
| 4番 | 奥山亮一 | 18番 | 吉田健一 |
| 5番 | 土居幸則 | 19番 | 田中博文 |
| 6番 | 兼本芳雄 | 20番 | 鯉川信二 |
| 7番 | 金子加代 | 21番 | 城丸秀高 |
| 8番 | 川上直喜 | 22番 | 松延隆俊 |
| 9番 | 永末雄大 | 23番 | 瀬戸光 |
| 10番 | 深町善文 | 24番 | 平山悟 |
| 11番 | 田中武春 | 25番 | 古本俊克 |
| 12番 | 江口徹 | 26番 | 佐藤清和 |
| 13番 | 小幡俊之 | 27番 | 道祖満 |
| 14番 | 守光博正 | 28番 | 秀村長利 |

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 井 桁 政 則

議会事務局次長 村 上 光

議事総務係長 太 田 智 広

書 記 安 藤 良

議事調査係長 岩 熊 一 昌

書 記 伊 藤 拓 也

書 記 今 住 武 史

◎ 説明のため出席した者

市 長 片 峯 誠

都市建設部次長 中 村 洋 一

副 市 長 梶 原 善 充

教 育 長 西 大 輔

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 久 世 賢 治

行政経営部長 藤 中 道 男

都市施設整備推進室長 山 本 雅 之

市民協働部長 久 家 勝 行

市民環境部長 永 岡 秀 作

経 済 部 長 諸 藤 幸 充

福 祉 部 長 實 藤 和 也

都市建設部長 堀 江 勝 美

教 育 部 長 久 原 美 保

企 業 局 長 原 田 一 隆

公営競技事業所長 浅 川 亮 一

福 祉 部 次 長 石 松 美 久

